

1 県内の患者の状況

(1) 検査陽性者の状況(令和4年1月24日 24時現在)

(単位：人)

陽性者数(累積)	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
	中等症以下	重症	入院調整							
				102,362	724	719	5	846	2636	22
+1841	+57	+56	+1	△ 172	△ 693	△ 54	+1895	△ 13	+2	+569

※下段は前日比

※本日公表の取下げ1件(1/22(1名)、1/23(1名))は累積の陽性者に反映済み

[検査内訳] (単位:件) (単位:人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	171,410		171,410	18,077
	+420		+420	+50
民間検査機関等(医療機関等)	572,033	215,588	787,621	84,285
	+3310	+1052	+4362	+1791
合計	743,443	215,588	959,031	102,362
	+3730	+1052	+4782	+1841

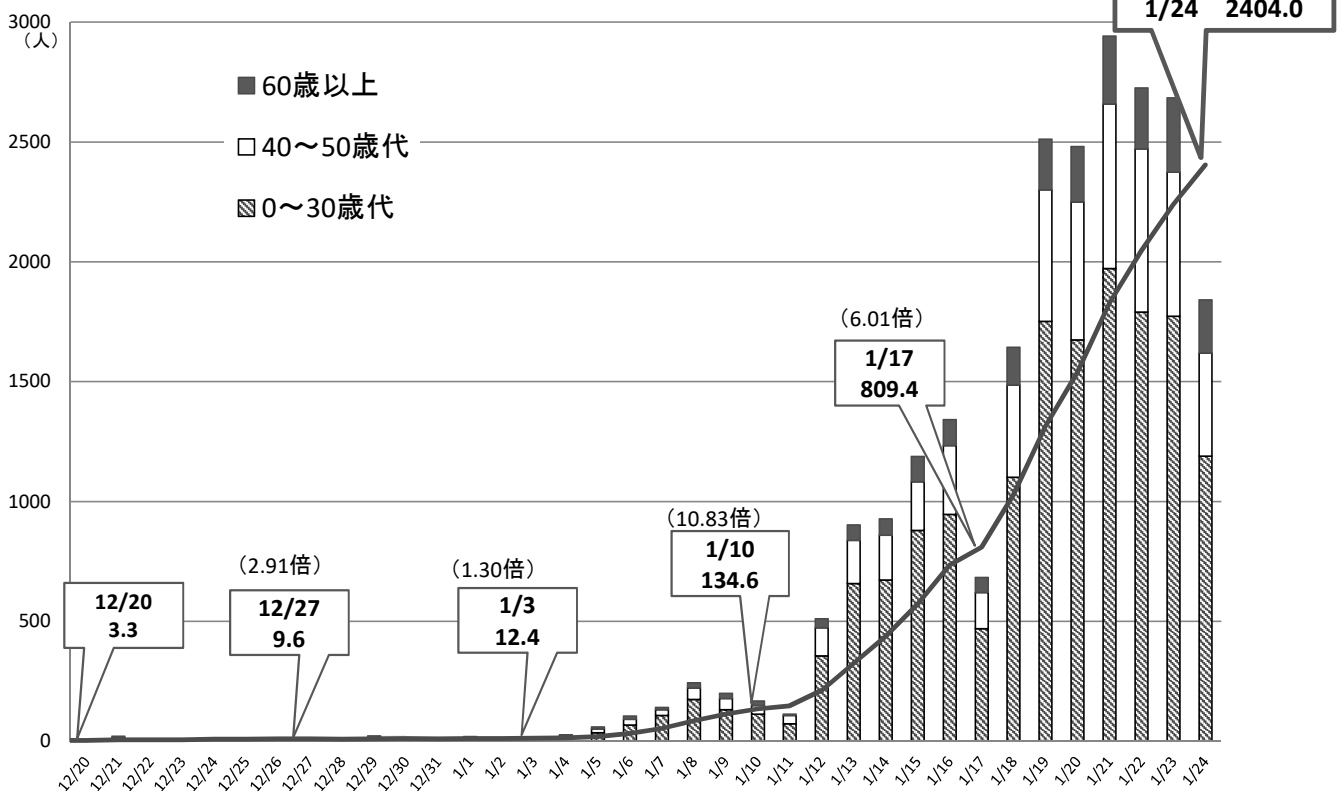
※医療機関等からの報告により集計

※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	使用率
入院	1,417	724	693	51.0%
うち重症対応	142	5	137	3.5%
宿泊	2,411	846	1,565	35.0%
合計	3,828	1,570	2,258	41.0%

(2) 直近の患者推移(12月20日～1月24日)



(3) 患者の属性等 (12/20～1/24)

① 男女別患者数

区分	12/20～1/24		1/18～1/24	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	11,927	50.6	8,444	50.2
女性	11,664	49.4	8,384	49.8
合計	23,591	100	16,828	100

② 年齢別患者数

区分	12/20～1/24		1/18～1/24	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	2,323	9.8	1,893	11.2
10代	4,791	20.3	3,398	20.2
20代	5,862	24.8	3,687	21.9
30代	3,056	13.0	2,273	13.5
小計	16,032	68.0	11,251	66.9
40代	3,162	13.4	2,361	14.0
50代	2,147	9.1	1,546	9.2
小計	5,309	22.5	3,907	23.2
60代	1,044	4.4	766	4.6
70代	692	2.9	527	3.1
80代	380	1.6	270	1.6
90代以上	134	0.6	107	0.6
小計	2,250	9.5	1,670	9.9
合計	23,591	100	16,828	100

③ 管轄保健所別患者数

区分	12/20～1/24		1/18～1/24		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	464	2.0	316	1.9	334.3
宝塚	1,113	4.7	762	4.5	227.8
伊丹	1,000	4.2	709	4.2	186.0
加古川	928	3.9	698	4.1	168.8
加東	742	3.1	555	3.3	210.3
中播磨	91	0.4	64	0.4	155.9
龍野	411	1.7	305	1.8	193.0
赤穂	354	1.5	271	1.6	306.0
豊岡	273	1.2	186	1.1	173.7
朝来	61	0.3	39	0.2	76.4
丹波	253	1.1	154	0.9	152.8
洲本	293	1.2	199	1.2	157.1
小計	5,983	25.4	4,258	25.3	—
神戸市	7,904	33.5	5,770	34.3	379.6
姫路市	2,159	9.2	1,588	9.4	300.0
尼崎市	3,505	14.9	2,357	14.0	521.5
西宮市	2,942	12.5	2,072	12.3	425.0
明石市	1,098	4.7	783	4.7	261.3
小計	17,608	74.6	12,570	74.7	—
合計	23,591	100	16,828	100	307.8

④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	12/20～1/24		1/18～1/24	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	75	0.9	37	0.7
	家庭	4,256	52.5	3,044	54.9
	職場・施設・学校等	1,770	21.9	1,468	26.5
	友人との会合、談話等	785	9.7	408	7.4
	クラスター	902	11.1	395	7.1
	医療機関	(83)	(1.0)	(67)	(1.2)
	高齢者福祉施設等	(189)	(2.3)	(114)	(2.1)
	学校・園	(507)	(6.3)	(196)	(3.5)
	飲食店	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	職場	(75)	(0.9)	(18)	(0.3)
	その他	(48)	(0.6)	(0)	(0.0)
	その他	227	2.8	171	3.1
小計	8,015	99.0	5,523	99.6	
県外	飲食店	5	0.1	2	0.0
	職場・施設・学校等	32	0.4	10	0.2
	友人との会合、談話等	19	0.2	5	0.1
	その他	29	0.4	4	0.1
小計	85	1.0	21	0.4	
合計		8,100	100.0	5,544	100.0
調査中		14,861		11,284	
不明		630			
総計		23,591		16,828	

2 1月以降に新規発生したクラスターの状況（1月24日現在）

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目公表日	
				利用者 患者等	職員等		
学校・園	神戸	市立小学校	8	7	1	1月15日	
		市立中学校		16	14	2	1月10日
				17	16	1	1月12日
				13	12	1	1月12日
				13	13	0	1月12日
				7	6	1	1月13日
				11	11	0	1月13日
				13	12	1	1月13日
		高等学校		9	9	0	1月12日
				7	7	0	1月12日
				9	9	0	1月16日
		市内大学		7	7	0	1月7日
				6	6	0	1月16日
		保育施設		9	4	5	1月14日
			7	2	5	1月15日	
	姫路	高等学校	6	6	0	1月6日	
	尼崎	市内高等学校	8	8	0	1月11日頃	
		市内中学校		5	5	0	1月8日
				5	4	1	1月10日頃
				14	13	1	1月11日
				8	8	0	1月12日
				25	23	2	1月13日
				6	5	1	1月13日
				16	15	1	1月14日
		市内保育施設	7	5	2	1月5日頃	
		市内幼稚園	21	19	2	1月16日頃	
	西宮	市内私立高校運動部	10	10	0	1月10日頃	
			14	14	0	1月13日頃	
		市内大学	5	0	5	1月18日頃	
		市内民間教育施設	19	12	7	1月17日頃	
	明石	高等学校	5	4	1	1月21日頃	
		こども園	8	4	4	1月17日頃	
		市立高等学校	11	10	1	1月11日	
	伊丹	保育所	5	4	1	1月10日頃	
		伊丹高等学校の部活動	5	5	0	1月14日	
		松崎中学校の部活動	7	7	0	1月14日	
	加東	小学校	6	4	2	1月14日	
		大学の部活動	26	26	0	1月11日	
		多可町内の中学校	17	17	0	1月16日	
	赤穂	保育所	31	24	7	1月18日	
	朝来	小学校	11	11	0	1月21日	
	丹波	高校の寮	12	12	0	1月11日頃	
		専門学校の寮	27	27	0	1月13日	
		部活動合同練習会	19	18	1	1月13日	
	洲本	保育施設		8	2	6	1月9日
				26	19	7	1月15日
計		46ヶ所	545	476	69		

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目 公表日
				利用者 患者等	職員等	
福祉施設	神戸	児童福祉施設	12	5	7	1月8日
		福祉サービス事業所	7	4	3	1月15日
	姫路	高齢者施設	74	47	27	1月14日
	尼崎	市内高齢者施設	8	5	3	1月13日頃
			26	16	10	1月14日頃
			14	7	7	1月19日頃
	明石	高齢者施設	22	16	6	1月18日
	宝塚	老人福祉施設	25	20	5	1月15日
伊丹	放課後デイサービス施設	5	3	2	1月9日頃	
計		9ヶ所	193	123	70	
医療機関	神戸	医療機関	8	2	6	1月17日
	姫路	医療機関	64	49	15	1月11日
	宝塚	三田市民病院	12	7	5	1月18日
	計		3ヶ所	84	58	26
事業所	神戸	民間事業所	15	0	15	1月9日
	神戸		9	0	9	1月11日
	姫路	消防署	41	0	41	1月15日
	西宮	西宮市役所	12	0	12	1月21日頃
	計		4ヶ所	77	0	77
その他	西宮	スポーツチーム	15	9	6	1月8日頃
	芦屋	ダンススクール	23	20	3	1月10日頃
	洲本	中学校同窓会	14	14	0	1月12日
	西宮	市内地域スポーツ団体	9	9	0	1月13日
			8	8	0	1月13日
計		5ヶ所	69	60	9	
合計		67ヶ所	968	717	251	

【参考1】 3月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

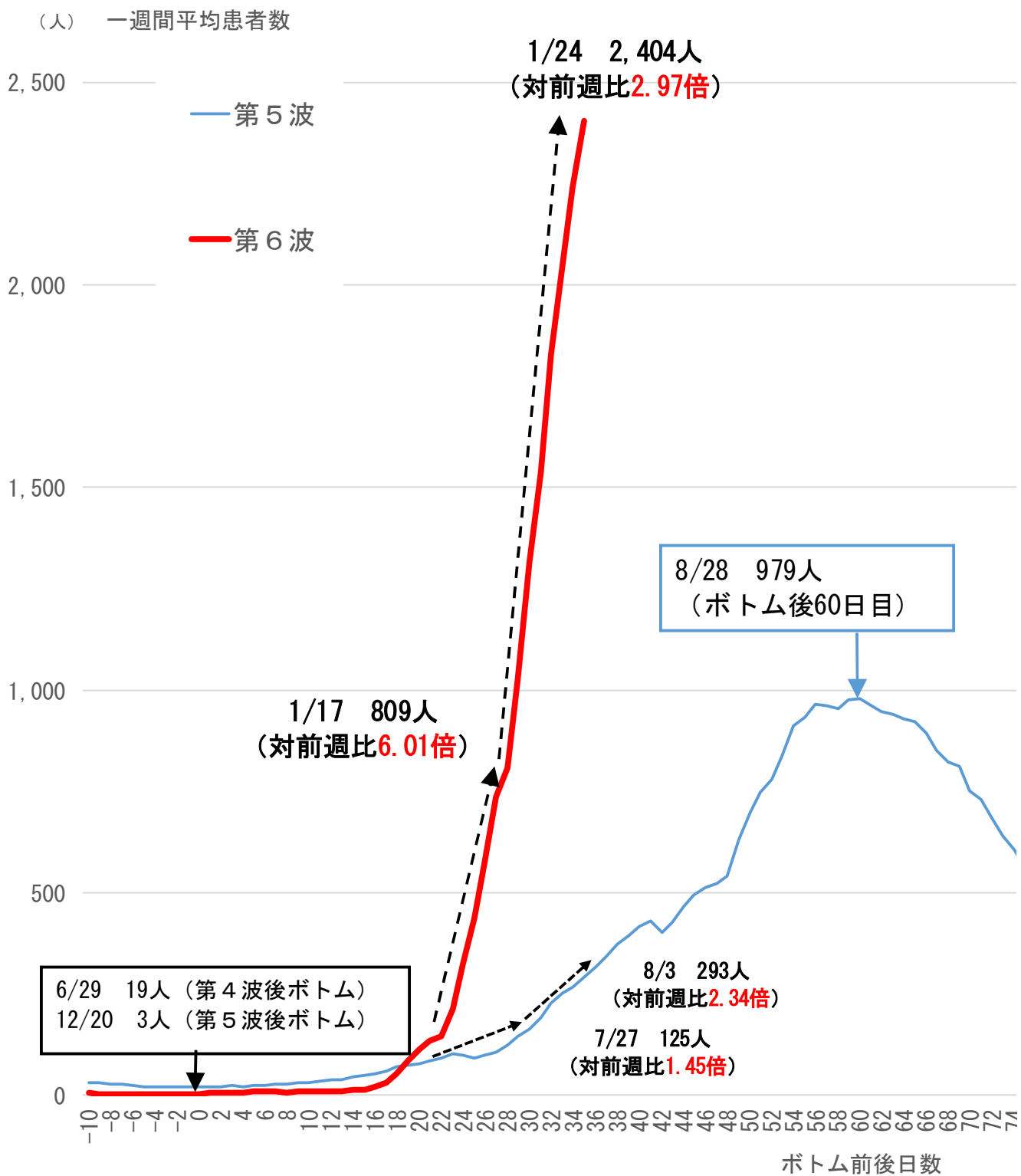
	第4波 (3月～6月)		第5波 (7月～12月19日)		第6波 (12月20日～)	
	個数	患者数	個数	患者数	個数	患者数
福祉施設	78	1404	31	432	9	193
医療機関	26	480	9	133	3	84
学校等	44	475	74	740	46	545
事業所	25	325	56	569	4	77
飲食店等	6	78	4	25	0	0
その他	7	161	8	116	5	69
合計	186	2923	182	2015	67	968

【参考2】 第6波以降に発生した学校等でのクラスターの発生件数及び陽性者数

	件数	人数
保育園・幼稚園	10	141
小学校	3	25
中学校	16	193
高等学校	12	115
大学/専門学校	5	71
合計	46	545

3 第6波(12/20~)の状況

(1) 波の立ち上がり

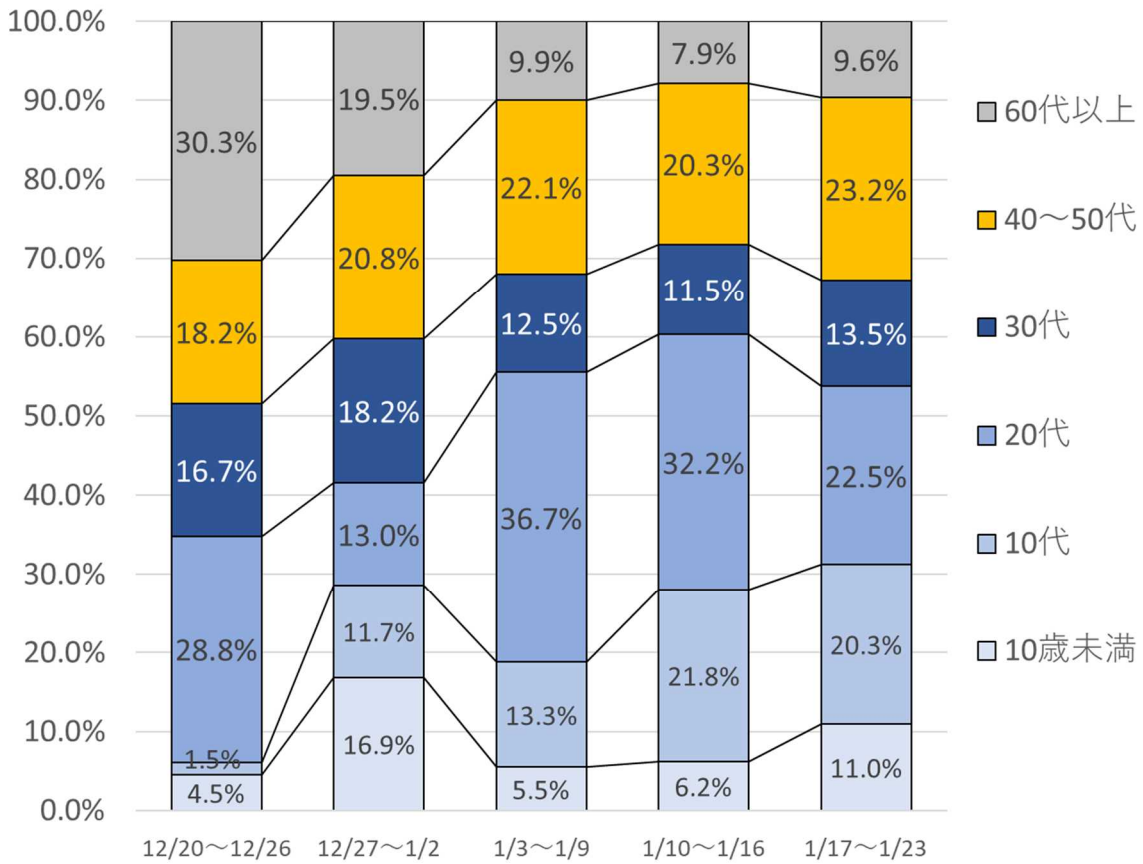


感染者数は第5波を大幅に上回るが、対前週比は減少

(2) 週別の年代区分、感染経路、重症度、療養区分

① 年代区分

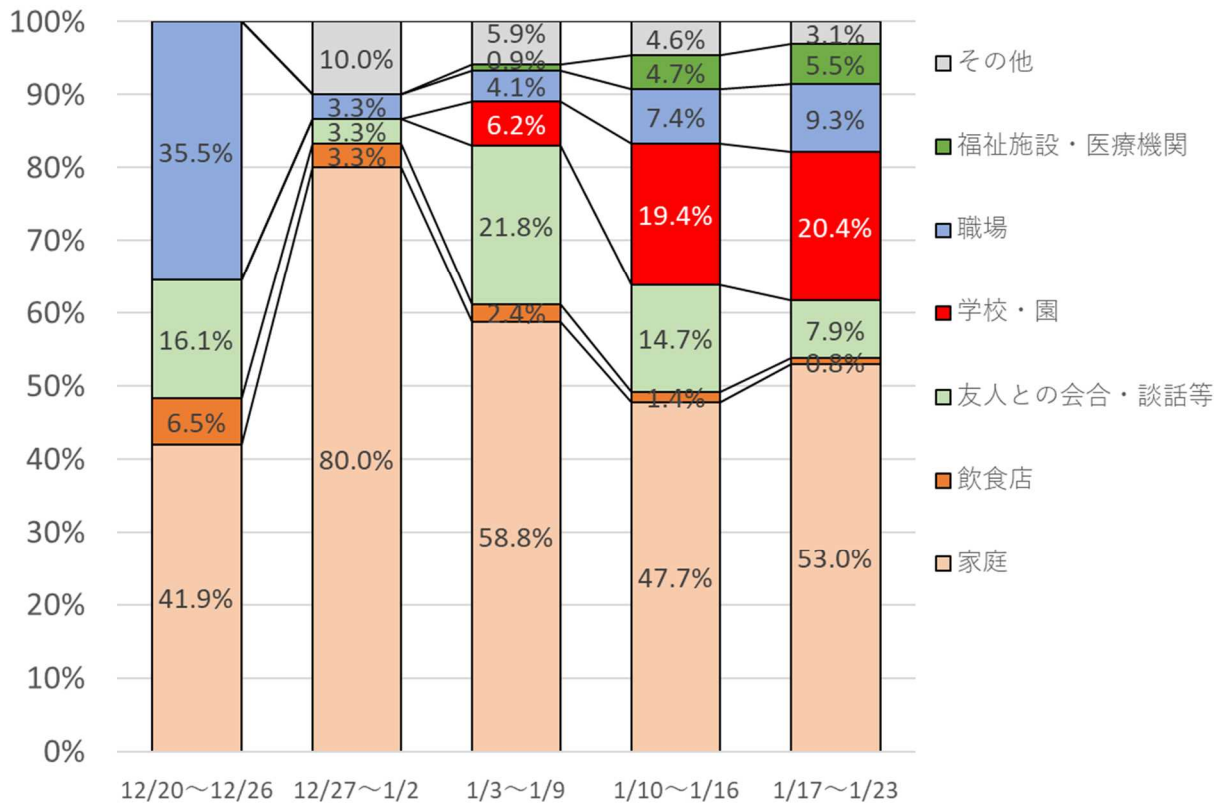
(県 21,752 人)



20代は減少、10歳未満、40~50代が増加

② 感染経路別

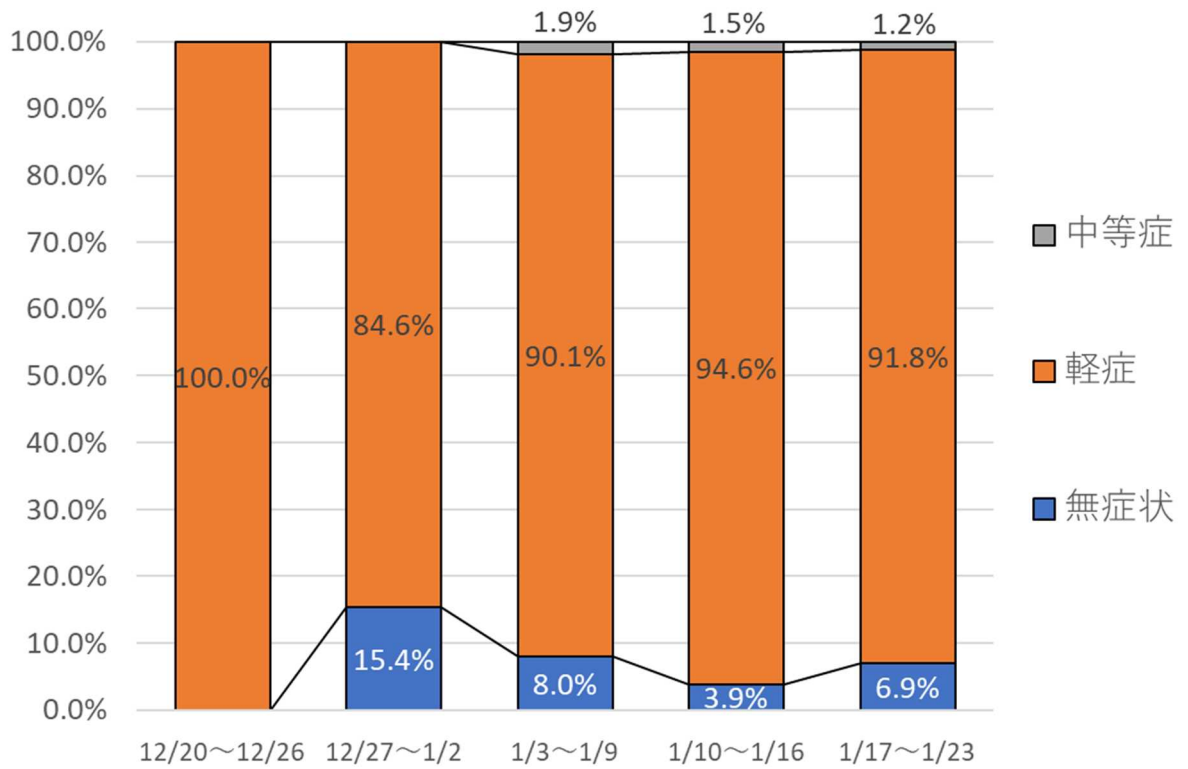
(県 21,752 人中 7,443 人 (調査中、不明 14,309 人除く))



家庭が最も多く、そのほか友人等は減少、学校、福祉施設等が増加

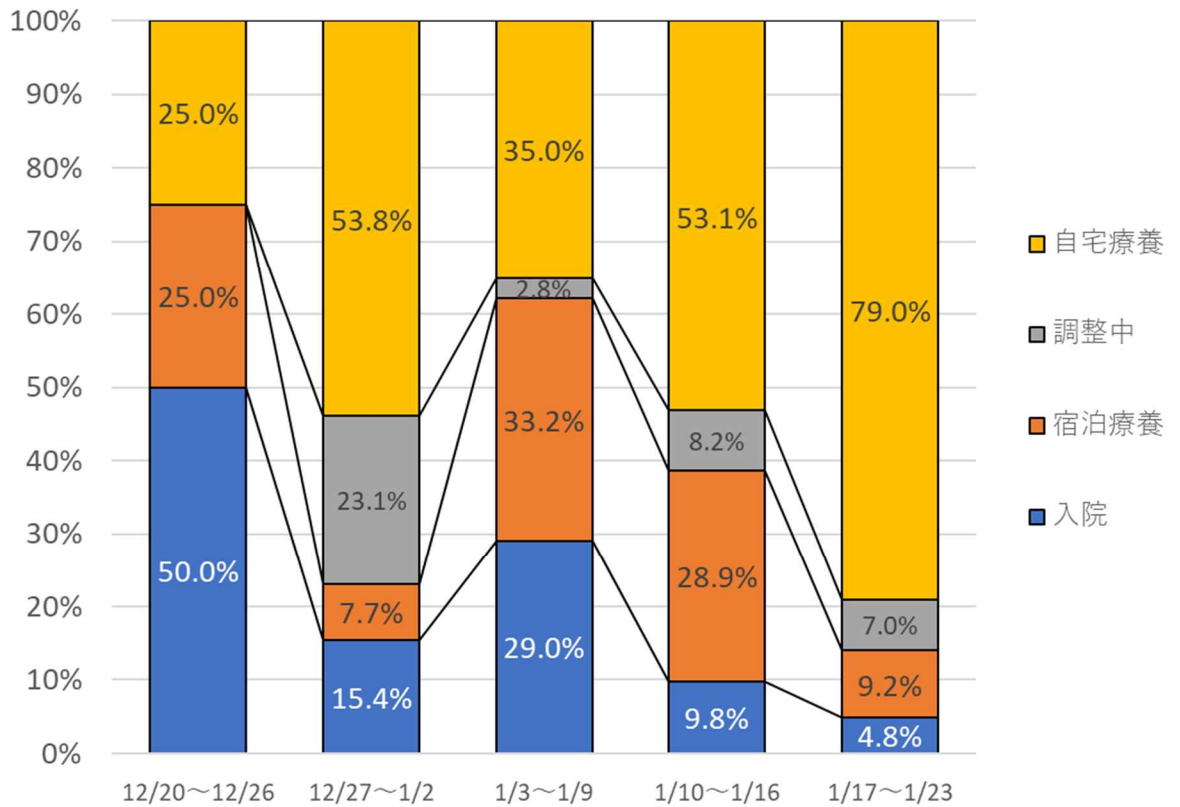
③ 重症度別

(県健康福祉事務所 5,500 人分)



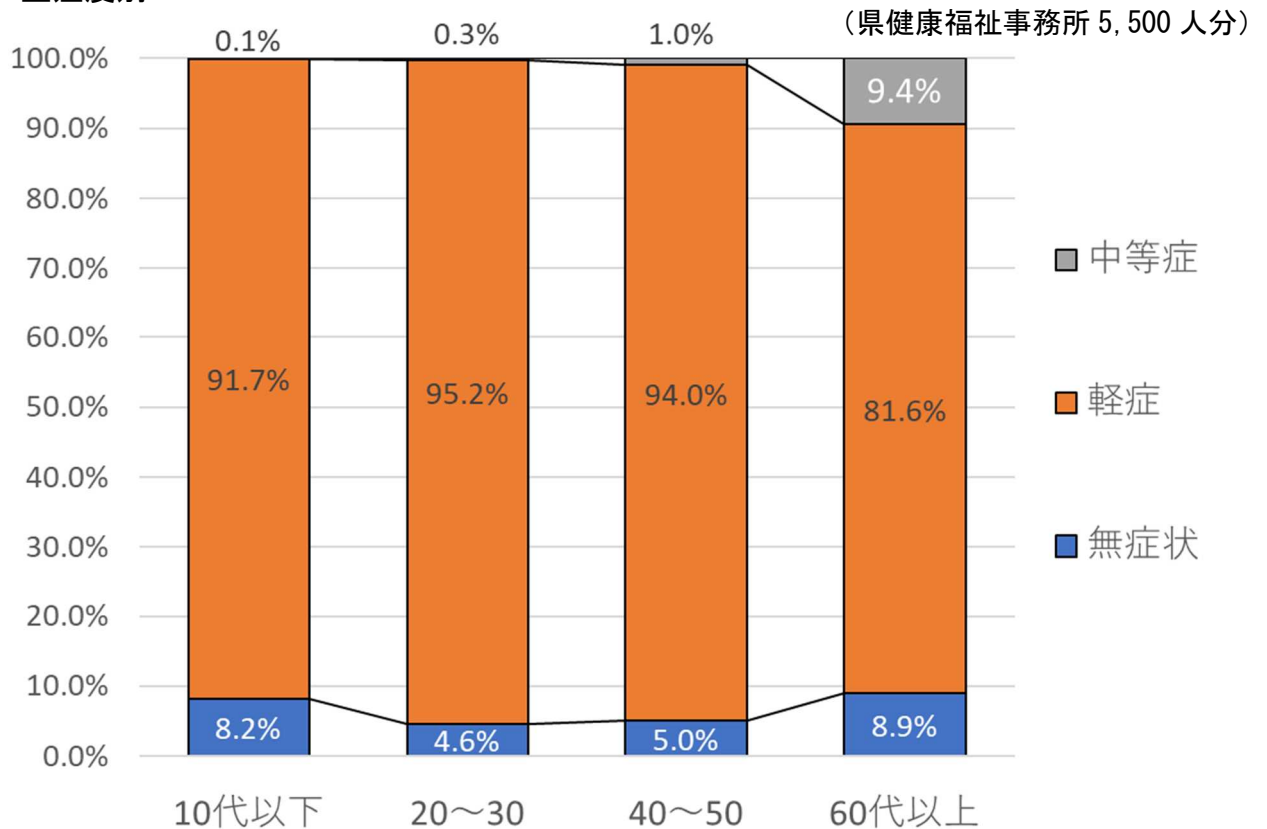
④ 療養区分別

(県健康福祉事務所 5,500 人分)

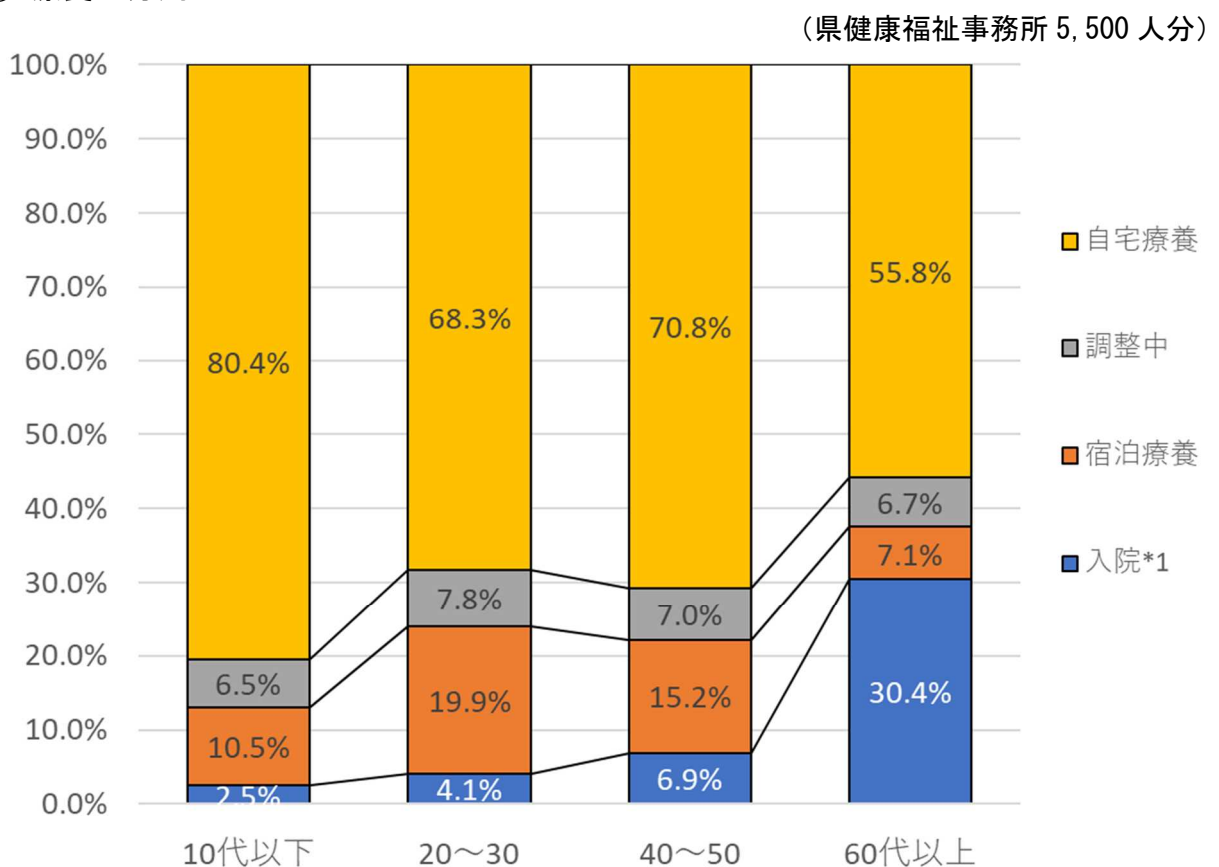


(3) 第6波(12/20～)の重症度、療養区分

① 重症度別



② 療養区分別



(参考)

陽性患者数・人口10万人あたり人数

区分	直近1週間患者数 (1/18~1/24)	人口10万人あたり人数 (人)	前週比
全国	272,752	216.1	2.0
兵庫県	16,828	307.8	2.9

【まん延防止等重点措置区域の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

区分(行政順)	直近1週間患者数 (1/18~1/24)	人口10万人あたり人数 (人)	前週比
沖縄県	8,301	571.3	0.8
広島県	9,158	326.6	1.4
山口県	2,168	159.6	1.4
埼玉県	17,139	233.1	2.7
千葉県	14,331	228.9	2.6
東京都	60,097	431.7	2.6
神奈川県	23,506	255.5	2.9
新潟県	2,936	132.0	2.1
岐阜県	3,295	165.8	2.5
愛知県	20,284	268.5	2.8
三重県	2,347	131.7	2.0
香川県	1,104	115.4	2.6
香川県	1,104	115.4	2.6
長崎県	2,943	221.7	2.8
熊本県	4,640	265.4	2.1
宮崎県	1,902	177.2	3.0

【関西府県の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

区分	直近1週間患者数 (1/18~1/24)	人口10万人あたり人数 (人)	前週比
滋賀県	3,387	239.5	2.1
京都府	9,054	350.5	2.3
大阪府	42,077	477.6	2.3
奈良県	3,053	229.5	2.4
和歌山県	1,860	201.0	2.2

オミクロン株の感染拡大に対応した医療提供体制等

子どもの患者増などオミクロン株の感染拡大に対応するため、①医療提供体制、②自宅療養者等へのフォローアップ、③保健所体制などの対策を医療関係団体等と一層連携し、機動的に実施していく

I 医療提供体制

1 入院医療体制

(1) 症状に応じた適切な療養の実施

一般医療とのバランスも考慮しつつ、入院医療の逼迫を回避するため、症状に応じた適切な療養を実施することとし、

- ① 中等症(概ねⅡ程度)以上の者は入院
- ② 中等症(概ねⅠ程度)患者は宿泊療養施設での療養
- ③ 軽症・無症状者は自宅での療養 をそれぞれ基本として実施

(2) 入院病床(1,417床確保)及び宿泊療養施設(16施設、2,411室確保)の運用

- ① 患者急増を踏まえて、速やかにフェーズⅤ体制(1,400床2,400室程度)の構築に向け関係機関と調整

フェーズ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ感染拡大期1	Ⅳ感染拡大期2	Ⅴ感染拡大特別期	
フェーズ切替の契機	病床利用率	10%未満	10%以上	20%以上	50%以上	総合的に判断 (800人以上)	
	新規感染者週平均 [週患者数/10万人対]	20人未満 [2.5人未満]	20人以上 [2.5人以上]	80人以上 [10人以上]	400人以上 [50人以上]		
体制	構築の考え方	20人の新規感染者 に対応	80人の新規感染者 に対応	400人の新規感染者 に対応	800人の新規感染者 に対応		
	病床	病床数	300床程度	600床程度	1,000床程度		1,200床程度
		うち重症	30床程度	60床程度	100床程度	120床程度	140床程度～
宿泊	室数	300室程度	1,000室程度	1,500室程度	2,000室程度	2,400室程度～	

※フェーズの切替は、病床利用率、新規感染者数のいずれかが次フェーズの区分に到達した時点で検討

- ② 宿泊療養施設において、1月23日から医師派遣施設を拡充(7→8施設)

(3) 小児患者への医療ケアの強化

① 病院

- ・ 既存の小児受入病院(19病院)に対して、受入拡充を要請するとともに、常勤小児科医が複数在籍するその他のコロナ対応病院(15病院)にも、小児受入を要請
- ・ 県立こども病院(現在7床)の受入拡充を検討

② 宿泊療養施設

小児用パルスオキシメーター、小児向け食事や間食等を配備

2 外来医療体制

- (1) 患者が円滑に相談・受診できるよう発熱等診療・検査医療機関を確保(1/20:1,458機関)
- (2) 陽性判明後も引き続き、医師会の協力により、健康観察や必要に応じた診療も実施

圏域	神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	計
指定数	372	473	191	75	184	61	38	64	1,458
うち公表数	246	291	92	35	140	27	20	44	895

II 自宅療養者等へのフォローアップ

1 「自宅療養者等相談支援センター」の設置

自宅療養者等の急増に対応するため、「自宅療養者等相談支援センター」を1月28日から新たに設置し、当センターにおいて、自宅療養者や濃厚接触者の①健康相談（24時間対応：最大50回線）、②医療機関案内、③配食等の生活支援対応などを実施する。

2 患者状況等に応じた健康観察等の実施

症状悪化の予防や早期発見に努めるため、パルスオキシメーターや血圧計の貸出、アプリの活用等、患者の状況等に応じた健康観察等を実施

特に小児患者対策として、小児用パルスオキシメーターを確保・配布するとともに、保護者への感染対策指導及び適切な健康観察を実施

3 往診・訪問看護及び外来診療の実施

(1) 保健師の家庭訪問等により、必要に応じた酸素吸入装置の活用や、医師による往診（対応医療機関440機関）等を実施（症状悪化時は、ccc-hyogoも活用して入院へ移行）

(2) 自宅療養者等の増加を踏まえ、県医師会と連携した研修等の実施（1月中予定）により、小児科等の往診対応医療機関を拡充

(3) 「自宅療養者等相談支援センター」からの紹介により、「発熱等診療・検査医療機関」等で外来診療を実施

4 経口抗ウイルス薬の配備

経口抗ウイルス薬（モルヌピラビル）を491薬局に配備済（1/22時点）
（県登録済み薬局数833件/約2,700件（1/19時点））

III 保健所体制

1 応援職員の派遣体制の強化

機動的な応援職員の派遣（1/13週：約500人/週→1/21以降：約1,000人/週）

2 積極的疫学調査のさらなる重点化の実施

保健所業務の逼迫状況に応じ、迅速な療養調整など「命を守ること」を最優先とするため、積極的疫学調査等のさらなる重点化を実施

区分	従来の重点化内容	さらなる重点化内容
患者本人	本人情報、症状等、 <u>行動歴の確認</u>	本人情報、症状等
濃厚接触者	同居家族・同居人を調査	患者本人から連絡（併せて相談支援センターを案内）
施設調査	感染拡大が懸念される社会福祉施設、医療機関、学校等を中心	重症化リスクの特に高い <u>高齢者施設、障害者等施設</u> を中心

3 保健所業務の効率化

発生届・追加情報提供書やHER-SYSを基に、

① 中等症以上及び重症化リスクの高い者について、保健所が迅速に療養区分を判断・対応

② 軽症・無症状者の自宅療養者等については、「自宅療養者等相談支援センター」を案内するとともに、疫学調査オンラインフォームに患者本人による情報入力も推進

IV その他

1 ワクチン接種の推進

県の大規模接種規模を拡大するとともに、市町とも連携して早期の追加接種を促進

2 無料検査の実施

県内約350カ所（約10,000人分/日）の体制構築を推進

実施カ所（1/24）：247カ所（約7,200人分/日）

検査実績（12/29～1/16（19日間））：14,919件数　うち陽性者239人

まん延防止等重点措置実施区域の指定に伴う対策の実施

新型コロナウイルスの感染急拡大等により、本県がまん延防止等重点措置実施区域に指定されたことから、国の基本的対処方針等を踏まえた対策を実施する。

県独自措置 (特措法第24条第9項等)	まん延防止等重点措置 (特措法第31条の6第1,2項、第24条第9項)
区域：県全域	区域：県全域
期間：R4年1月13日(木)～1月26日(水)	期間：R4年1月27日(木)～2月20日(日)
<p>[外出自粛等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3密の回避(ゼロ密)、マスク着用、手洗い、換気等基本的な感染対策を徹底 ○発熱等の症状がある場合、帰省・旅行等の自粛を要請 ○まん延防止等重点措置区域をはじめ感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えることを要請 ○外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 ○感染対策が徹底されていない飲食店、カフェ店等の利用を厳に控えることを要請 ○感染不安を感じる無症状者の検査受検を要請 <p>[飲食店等]</p> <p>(1) 新型コロナ対策適正店認証店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時短要請なし・酒類提供可(協力金なし) ○同一テーブル4人以内の飲食を要請 ○短時間(2時間程度以内)での飲食の要請 <p>(2) 上記以外の非認証店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時短要請なし・酒類提供可(協力金なし) ○同一グループ4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請 ○酒類提供の場合は、「一定の要件」を満たすことを要請 ○「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染対策徹底を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・カフェ設備利用の場合、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底を要請 <p>[多数利用施設等]</p> <p>(多数利用施設・イベント関連施設共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ○入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 ○酒類提供の場合は、「一定の要件」を満たすことを要請 <p>(イベント関連施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合) <p>[イベント開催制限]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の開催基準に準拠 「感染防止安全計画」策定(5,000人超かつ収容率50%超) <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 収容定員まで ・収容率 100%(「大声なし」が前提) ○上記以外の催物 <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 ・収容率 大声なし100%、あり50%(人数上限と収容率のいずれか小さい方) <p>[出勤抑制等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 ○事業継続計画の実施準備と取組の依頼 	<p>[外出自粛等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3密の回避(ゼロ密)、マスク着用、手洗い、換気等基本的な感染対策を徹底 ○不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えることを要請(但し、「対象者全員検査」を受けた者は要請の対象外) ○外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 ○時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請 ○会食は、少人数、長時間・大声の回避、会話時はマスク着用の徹底を要請 ○感染対策が徹底されていない飲食店、カフェ店等の利用を厳に控えることを要請 ○店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 ○感染不安を感じる無症状者の検査受検を要請 <p>[飲食店等]</p> <p>(1) 新型コロナ対策適正店認証店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時短要請(以下を選択) <ul style="list-style-type: none"> ・5時～21時(酒類提供は11時～20時30分) 又は (協力金2.5～7.5万円) ・5時～20時(酒類提供禁止)(協力金3～10万円) ○同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請(但し、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可) <p>(2) 上記以外の非認証店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時短要請 <ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時(酒類提供禁止)(協力金3～10万円) ○同一グループ4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請 ○「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染対策徹底を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・カフェ設備利用の場合、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底を要請 <p>[多数利用施設等]</p> <p>(多数利用施設・イベント関連施設共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ○入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 ○酒類提供の場合は、「一定の要件」を満たすことを要請 <p>(イベント関連施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合) <p>[イベント開催制限]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の開催基準に準拠 「感染防止安全計画」策定(5,000人超) <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 20,000人まで(但し、「対象者全員検査」の活用により収容定員までの入場可) ・収容率 100%(「大声なし」が前提) ○上記以外の催物 <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 5,000人 ・収容率 大声なし100%、あり50%(人数上限と収容率のいずれか小さい方) <p>[出勤抑制等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)取組の要請 ○感染防止取組の徹底及び事業継続取組の要請 ○業種別ガイドライン等の実践 ○重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮

国の行動制限緩和の基本的対処方針 (R4. 1/19, 25変更)

- ・緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。
- ・ワクチン接種の進捗を踏まえ、また第三者認証制度や対象者全員検査・ワクチン検査パッケージ等を活用し、行動制限を緩和する。なお、今後、感染が大幅に拡大し、今回の基本的対処方針による行動制限では不十分と判断される場合には、行動制限の強化の内容を検討し、基本的対処方針の見直しを行う。

1 行動制限の要請

	措 置 内 容
下記以外	<p>〔飲食〕 原則、時短要請なし・酒提供可・人数制限なし 〈感染拡大傾向が見られる場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店 時短要請なし・酒提供可(協力金なし) ・ 非認証店 20時までの時短要請・酒提供可(協力金あり) <p>※同一テーブル4人以内 認証店：対象者全員検査(又は都道府県知事の判断によるワクチン検査パッケージ制度の適用)により人数上限なし</p> <p>〔イベント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：収容定員まで ・ 収容率：100% (「大声なし」が前提) ・ 「感染防止安全計画」を策定しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 ・ 収容率：大声なし100%、あり50%
まん延防止等重点措置	<p>〔飲食〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店 21時までの時短要請・酒提供可(協力金あり)又は 20時までの時短要請・酒類禁止 (協力金あり) 又は 時短要請なし・酒提供可(協力金なし) ・ 非認証店 20時までの時短要請・酒類禁止(協力金あり) <p>※同一テーブル4人以内 認証店：対象者全員検査(又は都道府県知事の判断によるワクチン検査パッケージ制度の適用)により人数上限なし</p> <p>〔イベント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「感染防止安全計画」策定 (5,000人超) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：20,000人 対象者全員検査 (又は都道府県知事の判断によるワクチン検査パッケージ制度の適用)：収容定員まで追加可 ・ 収容率：100% (「大声なし」が前提) ・ 「感染防止安全計画」を策定しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：5,000人 ・ 収容率：大声なし100%、あり50%
緊急事態措置	<p>〔飲食〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店 20時までの時短要請・酒類禁止(協力金あり) 又は 21時までの時短要請・酒提供可(協力金あり) ・ 非認証店 20時までの時短要請・酒類禁止(協力金あり) <p>※同一テーブル4人以内 認証店：対象者全員検査により人数上限なし</p> <p>〔イベント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「感染防止安全計画」策定 (5,000人超) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：10,000人 対象者全員検査：収容定員まで追加可 ・ 収容率：100% (「大声なし」が前提) ・ 「感染防止安全計画」を策定しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：5,000人 ・ 収容率：大声なし100%、あり50%

2 職場への出勤等

	内 容
共通	<p>〔職 場〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>感染防止のための取組（手洗い・手指消毒、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、消毒、発熱者等の出勤自粛、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得 等）や、三密回避の徹底</u> ・ <u>「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）への注意</u> <p>〔感染防止策の徹底〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>二酸化炭素濃度測定器等の設置</u> ・ <u>ビル管理者等の二酸化炭素濃度測定器による換気状況確認の際の注意</u> ・ <u>職場や店舗等における業種別ガイドライン等の遵守</u> <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢・基礎疾患を有する等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者への在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮</u>
下記以外	<p>〔出 勤〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の推進</u>
まん延防止等重点措置	<p>〔出 勤〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等、出勤者数の削減の取組の推進</u> ・ <u>職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進</u> <p>〔職 場〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>感染リスクが高まる「5つの場面」回避の徹底</u> <p>〔事業継続〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びその業務を支援する事業者は、十分な感染防止策を講じつつ、欠勤者が多く発生する場合でも、事業の特性を踏まえ、業務を継続</u>
緊急事態措置	<p>〔出 勤〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組の推進</u> ・ <u>職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進</u> <p>〔職 場〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>感染リスクが高まる「5つの場面」回避の徹底</u> <p>〔事業継続〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びその業務を支援する事業者は、十分な感染防止策を講じつつ、欠勤者が多く発生する場合でも、事業の特性を踏まえ、業務を継続</u>

県民・事業者への感染対策徹底の要請

本県がまん延防止等重点措置実施区域に指定されたことを踏まえ、基本的な感染対策、施設の使用制限やイベント開催制限などの感染対策の徹底について、特措法第31条の6第1,2項、第24条第9項等に基づき県民・事業者等に要請する。

1 基本的な感染対策の徹底

- ・ 適切なマスクの着用（不織布マスクの奨励）、手洗いや手指消毒、ゼロ密（三密（密閉・密集・密接）の回避）、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる場合の出勤・登校の自粛等の徹底

（職場）

- ・ 「居場所の切り替わり」（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等）でのマスクの着用、換気の徹底、従業員の体調管理など 職場内での感染対策の徹底

（学校）

- ・ 「居場所の切り替わり」（サークル室や部室、食堂、昼休や登下校時等）でマスクの着用、給食の際の黙食の徹底、換気の徹底、体調が悪い場合の休みやすい環境整備など 校内で感染を拡大させない取組の徹底

（家庭）

- ・ 帰宅後の手洗い・消毒、換気、家族の健康管理など 家庭での感染対策の徹底

2 外出自粛等

- ・ 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えること（但し、「対象者全員検査」を受けた者は要請の対象外）
- ・ 外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数で行動
- ・ 時短要請時間外に飲食店等に入出入りしないこと
- ・ 会食は、少人数、長時間・大声の回避、会話時はマスク着用を徹底
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えること
- ・ 店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛
- ・ 感染不安を感じる無症状者の検査受検
- ・ 「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗利用の推奨

3 施設の使用制限等

① 飲食店等への要請等

○ 「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗

- ・ 営業時間短縮を要請（①又は②を選択）
 - ① 5時～21時の営業時間短縮（酒類提供は11時～20時30分）
 - ② 5時～20時の営業時間短縮（酒類提供禁止）
- ・ 同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食を要請（但し、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可）

○ 上記以外の非認証店舗

- ・ 5時～20時の営業時間短縮（酒類提供禁止）
- ・ 同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食
- ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨

○ 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底

②多数利用施設等の感染対策の徹底

- ・ 社会福祉施設、病院、学校園、大規模商業施設(食料品売場)など多数の者が利用し、クラスターに繋がる可能性が高い施設におけるマスクの着用、手指消毒、換気、飛沫防止等の感染対策の徹底
- ・ 多数利用施設における入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の徹底

4 イベント開催制限

- ・ 参加人数が5,000人超のイベントについては、感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること
- ・ 上記以外の場合は、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること
- ・ イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、マスクの着用、大声の回避、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じること

5 出勤抑制等

- ・ 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取組の徹底
- ・ 高齢・基礎疾患を有する等重症化リスクのある従業員等、妊娠している従業員等及び同居家族にそうした者がいる従業員等への在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮
- ・ 県民生活及び経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びその業務を支援する事業者は、十分な感染防止策を講じつつ、欠勤者が多く発生する場合でも、事業の特性を踏まえ業務を継続すること

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請等について**

兵庫県では、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、医療ひっ迫や社会機能の停滞を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置等として、下記の通り飲食店等に対し、営業時間の短縮等を要請します。ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和4年1月27日(木)から令和4年2月20日(日)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請内容 [特措法第31条の6第1項等に基づく]

「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗(※1)	左記以外の非認証店舗												
<ul style="list-style-type: none"> ・時短要請等(以下を選択) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業時間</td> <td>5～21時</td> <td>5～20時</td> </tr> <tr> <td>酒類提供(※2)</td> <td>11～20時30分</td> <td>禁止</td> </tr> <tr> <td>協力金</td> <td>2.5～7.5万円</td> <td>3～10万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請 (ただし、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗は「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可) <hr/> <p>感染対策の徹底を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底 ・利用者の密の回避、換気の確保など、業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・その他感染対策の徹底(※4) (⑩⑪については特措法第24条第9項に基づく要請) 	区分	①	②	営業時間	5～21時	5～20時	酒類提供(※2)	11～20時30分	禁止	協力金	2.5～7.5万円	3～10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・時短要請等 5～20時(酒類提供禁止)(協力金3～10万円) ・同一グループ4人以内(※3)、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨
区分	①	②											
営業時間	5～21時	5～20時											
酒類提供(※2)	11～20時30分	禁止											
協力金	2.5～7.5万円	3～10万円											

* ホテル・旅館内の飲食店、集会の用に供する部分での宿泊客のみの飲食利用は、時短要請の対象外(ただし、飲食店等と同様、同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)の飲食、会話時のマスク着用など感染対策の徹底を要請)

※1 認証を取得した店舗に限る。今後認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う。

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 入店案内は4人まで

※4 ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止

④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知

⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気

⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ⑩ CO2センサー等の設置 ⑪ 業種別ガイドラインの遵守

5 その他

(1) マスク着用を呼びかけるポスター等

①ポスター用 (A4 サイズ)

店内に掲示して活用してください。

②ポップ用 (A6 サイズ)

メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。

・ 県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>



(2) 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限 (同一グループの同一テーブルへの原則 4 人以内の入店案内)
- ⑥ 時短要請の遵守
- ⑦ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑧ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑨ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示



認証店に交付するステッカー

○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

(3) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録 (*新型コロナ対策適正店認証店舗)

「対象者全員検査」の活用により、行動制限を緩和することができます。

※現在、感染急拡大の状況にあるため、ワクチン・検査パッケージ制度は適用していません。

〔緩和内容〕

・ 飲食店等における利用者の人数制限(同一テーブル 4 人以内)を制限なしに緩和

〔入店時の確認方法〕

・ 同一テーブルに 5 人以上着席するグループ全員の検査陰性証明書を確認 (同一テーブル 4 人以内で着席するグループに対しては、上記の確認は不要)

〔登録方法〕

- ・ 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録」事務局に登録申請書を提出
- ・ 申請があった認証店を実地確認調査し、基準を満たす認証店を登録 (制度登録ステッカーを交付)
- ・ 登録店舗は、県ホームページに公表



登録店に交付するステッカー

登録申請書 URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html>

*既にワクチン・検査パッケージ制度の登録を行った認証店に対しては、対象者全員検査活用の有無を事務局から確認させていただきます。

問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9 時～17 時
(ただし 1/29(土)、30(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター (協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9 時～17 時

◆ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録及び認証事務局コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間：平日 9 時～17 時

◆県ホームページ (飲食事業者に対する要請等)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
施設等に対する要請等について**

兵庫県では、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、医療ひっ迫や社会機能の停滞を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置等として、下記の通り感染対策の徹底等について要請します。
ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和4年1月27日(木) から令和4年2月20日(日)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 要請内容

[特措法第31条の6第1項等に基づく]

区分	多数利用施設	イベント関連施設
種類・施設例	<ul style="list-style-type: none"> ・遊技施設 [パチンコ屋等] ・遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等] ・商業施設(生活必需物資を除く) ・サービス業(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等] ・集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等] ・ホテル・旅館(集会の用に供する部分) ・運動施設・遊技施設 [体育館、ホッケー場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等] ・博物館等
内容	—	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催制限の要件^(※1)を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合)
	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・酒類提供^(※2)の場合は、「一定の要件」^(※3)を満たすことを要請 <p>ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること(新型コロナ対策適正店認証店舗において、同一テーブル4人以内を要請 等)</p>	

※1 イベント開催制限の要件

区 分	「感染防止安全計画」策定 (5,000人超)	左記以外の催物
人数上限	20,000人 ただし、「対象者全員検査」の活用により収容定員までの入場可 (検査結果の陰性を確認する対象者は、20,000人を超える範囲 の入場者)	5,000人
収 容 率	100% (「大声なし」が前提)	「大声なし」100%、「大声あり」50%

* 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

* 遊園地やテーマパーク等についても同様の制限を適用

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 アクリル板の設置 (又は座席の間隔(1m以上)の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内)

お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9時～17時
(ただし、1/29(土)、30(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター (協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

まん延防止等重点措置の実施に係る飲食店に対する協力金

「まん延防止等重点措置」の実施に伴い、兵庫県内全域の飲食店等に対して、営業時間の短縮（以下「時短営業」といいます。）と酒類提供の禁止等を要請します。

これらの要請に応じていただいた飲食店等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第10期）」を支給します。申請は、要請期間終了後に受付開始します。

1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）等に協力していただいた店舗に支給します。

3 支給額等

項目	新型コロナ対策適正認証店	左記以外の店舗（非認証店）
対象期間	令和4年1月27日(木)～令和4年2月20日(日)（25日間）	
対象施設	県内全域の、飲食店・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
主 要 請 内 容	（時短要請） 下記①又は②いずれかの対応を要請 ①通常、午後9時を超えて営業する店舗 ・営業時間を午後9時までに短縮、かつ ・酒類の提供(*)を午前11時から午後8時30分までとする。 ②通常、午後8時を超えて営業する店舗 ・営業時間を午後8時までに短縮、かつ ・酒類の提供(*)を終日しない。	（時短要請） 通常、午後8時を超えて営業する店舗が、 ・営業時間を午後8時までに短縮し、かつ、 ・酒類の提供(*)を終日しない。
	（その他の要請） ・同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食（ただし、ワケシ・検査パッケージ登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可） ・感染対策の徹底	（その他の要請） ・同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得推奨 ・感染対策の徹底
支 給 額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大25日間） <中小企業> 2019年から2021年までのいずれかの年（以下「前年等」という。）の2月の1日当たり売上高に応じて単価決定 【要請①の場合】 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円超～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高）×0.3の額 ・25万円超の店舗：7.5万円 【要請②の場合】 ・7.5万円以下の店舗：3万円 ・7.5万円超～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高）×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円	<中小企業> 前年等の2月の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・7.5万円以下の店舗：3万円 ・7.5万円超～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高）×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円

	<p><大企業> ※中小企業もこの方式を選択可 前年等の2月の1日当たり売上高の減少額×0.4（上限20万円） 〔ただし、要請①の場合の上限は、20万円又は前年等の2月の1日 当たり売上高×0.3のいずれか低い額〕</p>
--	--

* 利用者による酒類の店内持ち込みを含みます。

4 協力金の早期支給

今回の協力金については、早期支給を実施しません。

【参考】 中小企業の運営する店舗に関する協力金額の取扱い（第10期）

（パターンA）要請期間の初日以前から「認証店」であった場合

応じる要請	店舗の対応	適用される協力金日額
要請①	21時までの時短営業（酒類提供20時30分まで）	2.5万円～7.5万円
要請②	20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	3万円～10万円
要請①	時短営業期間の途中で、応じる要請を変更	（要請①に応じた日）2.5万円～7.5万円
要請②		（要請②に応じた日）3万円～10万円

（パターンB）要請期間の途中で「認証店」となった場合

応じる要請	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店要請	非認証店時 20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	（要請に応じた日）3万円～10万円
要請①	認証店時 21時までの時短営業（酒類提供20時30分まで）	（要請①に応じた日）2.5万円～7.5万円
要請②	20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	（要請②に応じた日）3万円～10万円

（パターンC）要請期間を通して「非認証店」であった場合

応じる要請	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店要請	20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	3万円～10万円

令和4年1月25日

ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン+（プラス）の利用停止

まん延防止等重点措置が適用されることに伴い、本キャンペーンにおける予約済みの旅行について、2月2日(水)から当面の間、利用を停止します。

1 利用停止（割引対象とならない）となる期間

令和4年2月2日(水)から当面の間

（経過措置）

一定の周知期間を確保する観点から、まん延防止等重点措置適用日から2月1日(火)までの期間は、予約済みの旅行については利用可（割引対象となる）とします。

2 利用停止となる旅行

令和4年2月2日以降の以下のすべての旅行(予約済みを含む)が利用停止(割引対象外)となります。

- ① 県内旅行
- ② 隣接県民による県内旅行
- ③ 隣接県への旅行

※ 兵庫県内及び隣接府県の措置一覧（裏面参照）

- ・宿泊旅行は、2月1日までに出発（チェックイン）する旅行については2月2日チェックアウト分まで割引対象になります。
- ・2月1日までに出発（チェックイン）する旅行の場合でも、2月3日以降にまたがる旅行はすべて割引対象外です。
- ・日帰り旅行は2月1日中に帰着する旅行は割引対象になります。
- ・「ふるさと応援旅クーポン」は、2月1日チェックイン時配布分までは、有効期間内（チェックイン日の翌々日まで）において使用可能です。

3 キャンセル料について

キャンセル料が発生した場合は、事業者が定める約款や条件書等に基づき、利用者の負担となります。

なお、利用停止まで一定の周知期間を確保していることから、本キャンペーンにおけるキャンセル料の補填は行いません。

キャンセルされる場合は、早めに宿泊施設等への連絡をお願いします。

（裏面あり）

○ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン+（プラス）における
兵庫県内及び隣接府県の措置について

府県名	新規予約受付停止	予約済み旅行停止
兵庫県	1月21日～	2月2日～
京都府		
徳島県		
大阪府	1月13日～	
鳥取県	1月20日～	
岡山県	1月15日～	
香川県	1月20日～	1月27日～

兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、
兵庫県中小企業団体中央会、兵庫県経営者協会、
兵庫県中小企業家同友会に対し、会員企業への
周知徹底を依頼

令和4年1月25日

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

感染拡大防止に向けた在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）

本県は、1月27日から2月20日までの間、まん延防止等重点措置実施区域に指定されました。感染力の強い「オミクロン株」への急速な置き換えにより、新規感染者数は、連日、過去最高を更新し、病床使用率が4割を超えるなど、第6波の感染拡大が止まらない状況です。

感染拡大を阻止し、医療ひっ迫を防ぐとともに、社会経済活動を維持していく観点からも、事業者の皆様におかれましては、在宅勤務等の取組を積極的に推進されますようお願いいたします。

記

- 1 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進してください。
- 2 高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。
- 3 乳幼児や児童等を看護・保育する必要がある労働者についても、在宅勤務（テレワーク）等の就業上の配慮を行ってください。

中小企業の皆様には、県が整備した在宅勤務用システム基盤（テレワーク兵庫）がご利用できます。あわせてテレワークの導入支援にあたっては、ひょうご仕事と生活センターのテレワーク導入支援助成金やICTアドバイザーによるサポートをご活用ください（別紙参照）。

在宅勤務（テレワーク）の推進に向けた企業支援

兵庫県では、県内企業のテレワーク推進に向けて、システム基盤の提供や技術的助言等の支援を行っています。

1 在宅勤務用システム基盤（テレワーク兵庫）

自宅パソコンから職場パソコンにアクセスして在宅勤務できるテレワークシステム

(1) 対象

兵庫県内の中小企業（一企業あたり 300 人程度まで登録可能）

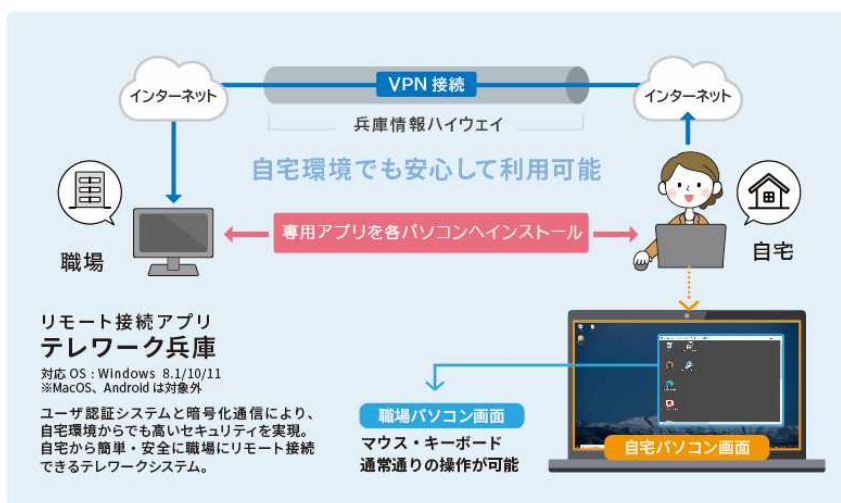
(2) 利用条件

令和 5 年 12 月までの間、無償で提供します。

企業及び自宅のインターネット回線、PC 等については自己負担でご準備ください。

(3) 申込み方法

企業の経営者またはシステム管理者から申込みください。



2 テレワーク導入支援助成金（環境整備支援助成金）

県内中小企業に対し、テレワークシステムの導入に係る経費を助成

(1) 対象

在宅勤務用 PC、タブレット、ソフトウェア、周辺機器の購入費用、
ネットワーク設定等の初期費用

(2) 補助率

対象経費の 1/2（上限 2,000 千円）

3 ICTアドバイザーによるサポート

テレワークシステム導入やセキュリティシステム対策に関する専門家の助言（無料）

【テレワークのご相談先】

○テレワーク兵庫

【問い合わせ先】 テレワーク兵庫ヘルプデスク

☎ 078-381-9205（平日 9:00～17:30）

Eメール：hyogo-telework@soc.pref.hyogo.jp

○テレワーク導入支援助成金・ICTアドバイザーによるサポート

【問い合わせ先】（公財）兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

☎ 078-381-5277（平日 9:00～17:00）

事業継続要請等の取組

1 事業者等への要請・支援

(1) 事業継続の取組の要請

県対策本部会議（1/12 開催）を踏まえ、事業所に対し、事業継続計画の実施準備等の対応について要請

(2) 濃厚接触者の待機期間に関する周知(1/19)

- ① 業界団体等に対する周知依頼
- ② ホームページでの周知

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/noukousessyokusya-taiki.html>

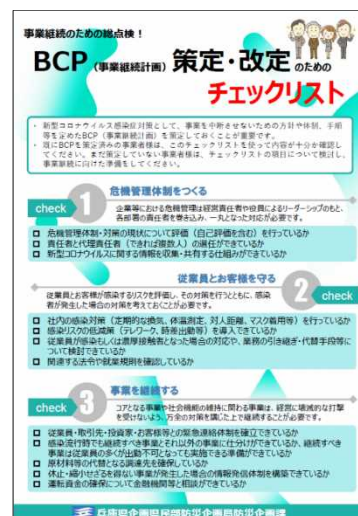
(3) 事業者における BCP（事業継続計画）の策定支援

① チェックリストの提供

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/bcpsakutei2021.html>

② 策定支援補助金の活用に係る周知

(R3.6～ 感染症対策に伴う BCP 改定も補助対象に拡大)



2 県庁における業務継続の徹底

(1) 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画・兵庫県庁業務継続計画等に基づく職員行動マニュアル（全課室）の自主点検・見直しの要請（1/14 通知）

- ① 発熱や咳等の身体症状が見られる場合や同居家族等が感染した場合の連絡体制を整備・共有できているか。
- ② 感染や濃厚接触等により出勤可能な職員が限定（最大 50% 欠勤想定）される可能性を考慮し、在宅勤務や時差出勤等を効果的に組み合わせた編成を準備できているか。
- ③ 非常時においても継続を要する業務とそれ以外の業務、公権力の行使を要する業務等の仕分けができているか。特に現下の第 6 波感染拡大期における具体的な事務・事業に対する同様の仕分けができているか。
- ④ Web 会議ツール（Microsoft Teams、Cisco Webex Meetings 等）を活用し、職員ミーティングや外部との会議を円滑に実施できる体制を整えているか。

(2) 地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等について（1/14 内閣官房・総務省通知）の周知

事業継続のための総点検！



BCP (事業継続計画) 策定・改定 のための

チェックリスト

- 新型コロナウイルス感染症対策として、事業を中断させないための方針や体制、手順等を定めたBCP（事業継続計画）を策定しておくことが重要です。
- 既にBCPを策定済みの事業者様は、このチェックリストを使って内容が十分か確認してください。まだ策定していない事業者様は、チェックリストの項目について検討し、事業継続に向けた準備をしてください。

1 危機管理体制をつくる

check

1

企業等における危機管理は経営責任者や役員によるリーダーシップのもと、各部署の責任者を巻き込み、一丸となった対応が必要です。

- 危機管理体制・対策の現状について評価（自己評価を含む）を行っているか
- 責任者と代理責任者（できれば複数人）の選任ができているか
- 新型コロナウイルスに関する情報を収集・共有する仕組みができているか

従業員とお客様を守る

2

check

従業員とお客様が感染するリスクを評価し、その対策を行うとともに、感染者が発生した場合の対策を考えておく必要があります。

- 社内の感染対策（定期的な換気、体温測定、対人距離、マスク着用等）を行っているか
- 感染リスクの低減策（テレワーク、時差出勤等）を導入できているか
- 従業員が感染もしくは濃厚接触者となった場合の対応や、業務の引き継ぎ・代替手段等について検討できているか
- 関連する法令や就業規則を確認しているか

3 事業を継続する

check

3

コアとなる事業や社会機能の維持に関わる事業は、経営に壊滅的な打撃を受けないよう、万全の対策を講じた上で継続することが必要です。

- 従業員・取引先・投資家・お客様等との緊急連絡体制を確立できているか
- 感染流行時でも継続すべき事業とそれ以外の事業に仕分けができているか、継続すべき事業は従業員の多くが出勤不可となっても実施できる準備ができているか
- 原材料等の代替となる調達先を確保しているか
- 休止・縮小せざるを得ない事業が発生した場合の情報発信体制を構築できているか
- 運転資金の確保について金融機関等と相談ができているか



社会福祉施設における感染防止対策について

1 高齢者施設、障害者施設等

(1) 職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

(2) 利用者

- 面会については、面会者からの感染を防ぐことと利用者及び家族のQOLを考慮することとし、具体的には地域における感染の拡大状況、面会者及び利用者の体調、検査結果等を考慮し、面会対応の検討を要請する。直接面会を実施する場合、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底することを要請する。
- 利用者の外泊・外出については、感染拡大防止の観点と利用者及び家族のQOLを考慮して検討することを要請する。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 施設等への支援

- 感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。
- 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修・相談等の支援を行う。また、施設等への専門家派遣時の指導内容について、わかりやすく情報発信を行う。

2 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

学校内での感染防止対策の強化
(令和4年1月18日～まん延防止等重点措置終了まで)

1 考え方

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染の拡大を防ぐため、

- ① 接触機会を減らす
特に、最終学年は進路への影響を考慮し、他学年との接触を極力行わないよう留意する
- ② マスクを外す活動を制限する
特に、感染リスクが高いとされている活動は行わない

上記の観点から対策を強化

2 教育活動

- ・ 県外での活動は行わない
なお、既に計画済の行事については、感染防止対策を徹底する
- ・ 保護者等を学校内に招く行事（※進路指導は除外）は行わない
(学校外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校の判断とする)
必要ならオンラインも検討
- ・ 既に計画済の修学旅行は、行き先の状況で実施の可否を判断
(行き先で感染が発生した場合の対応を十分確認のうえ実施すること)

3 部活動

- ・ 活動は、公式試合関連を除き、県外での活動を行わない
- ・ 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行わない
(公式試合に向けた県内での練習試合は可)
- ・ 3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止

4 高等学校入試の日程

推薦入学・特色選抜：令和4年2月16日（水）、17日（木）（別室受検有）

学力検査：令和4年3月11日（金）、12日（土）（別室受検有）

追検査（①全日制及び定時制の学力検査、②多部制のⅡ期試験A）：令和4年3月28日（月）

【別室受検の受検資格】

保健所等から濃厚接触者とされた者で、①PCR検査（行政検査）陰性、②受検当日無症状、③公共交通機関を利用しない、のすべての条件を満たしている場合

【追検査の受検資格】

- (1) 検査日当日に新型コロナウイルス感染症と診断され、治癒していない者
- (2) 検査日当日に保健所等から新型コロナウイルスの濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者

(参考)

市町教育委員会に対し、受検を控えた中学3年生の学習機会を確保するため、中学校における感染防止対策の徹底及び学習スタイルの工夫、学習支援等を要請

【感染拡大対策のために改めて周知徹底するもの】

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査を受けている場合は登校させない。
(学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置)

なお、感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、欠席扱いしない。

(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル)

出席停止期間中には、ICT の活用も含めた学習支援に配慮する。

- ・進学のための受験が本格化することから、受験先等の感染状況や都道府県等の対応を十分に確認し、感染防止対策を徹底するとともに、日頃からの体調管理、感染防止対策等を改めて周知する。
- ・教職員が発熱等の理由により出勤できない場合に備え、各校において、当該教職員の職務を補完する体制を整える。

濃厚接触者の待機期間について、学校等が社会機能維持者の所属する事業者に追加された(令和4年1月19日付け厚生労働省通知)が、学校教育活動を円滑かつ計画的に運営する観点から、出勤がより確実に見込まれる、「保健所等の指示を基本に10日間の待機として対応する」という従来の方針とする。

まん延防止等重点措置に関するコールセンターの設置について

- 1 名 称 兵庫県まん延防止等重点措置コールセンター
- 2 設 置 日 令和4年1月26日(水)
- 3 受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
ただし、令和4年1月29日(土)、1月30日(日)は開設します。
- 4 電話番号 078-362-9921
※ 現在の「兵庫県措置要請等相談窓口」(078-362-9480)から変更
- 5 受付内容
まん延防止等重点措置の内容に関する問い合わせ

(参考) 県が設置しているその他の主なコールセンター

名 称	電話番号等	受付時間
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録及び認証事務局コールセンター	電話 078-272-6511	平日 午前9時～午後5時
兵庫県PCR検査等無料化事業事務局コールセンター	電話 078-845-9011	平日 午前9時～午後5時
兵庫県休業・時短協力金コールセンター	電話 078-361-2501	平日 午前9時～午後5時
新型コロナ健康相談コールセンター	電話 078-362-9980 FAX 078-362-9874	24時間(土・日・祝日含む)
兵庫県新型コロナワクチン専門相談窓口	電話 0570-006-733 FAX 078-361-1814	午前9時～午後9時 (土・日・祝日含む)
新型コロナワクチン大規模接種コールセンター	電話 0570-033-185	午前9時～午後6時 (土・日・祝日含む)

第6波感染拡大阻止徹底要請！

本日、兵庫県は「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。感染力が非常に強いオミクロン株により、本日新規感染者数は3,360人と最多を更新するなど、第6波の感染拡大が続いています。医療ひっ迫を防ぎ、社会機能を停滞させないためにも、県民の皆様には、一人一人が絶対に感染拡大を阻止するとの強い自覚をもって、次の取組の徹底をお願いします。

1 基本的な感染対策の取組

- ・適切なマスクの着用（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、ゼロ密（三密（密閉・密集・密接）の回避）、人と人との距離確保、換気など日常生活での基本的な感染対策を徹底してください。
- ・30代以下の若い方の感染が約7割となっています。学校や職場等での「居場所の切り替わり」（サークル室・部室や登下校時、休憩室、食堂、更衣室、喫煙室等）では十分注意し、感染対策を徹底してください。
- ・帰宅後の手洗い、消毒、家族の健康管理など家庭での感染対策を徹底してください。
- ・体調が悪い場合は医療機関への受診、感染不安を感じる方は無料のPCR検査等を受けてください。

2 リスクの高い行動の回避

- ・混雑している場所や時間を極力避けて少人数で行動してください。
- ・時短要請時間外の飲食店等への出入りを控え、店先・路上・公園等での飲酒など、リスクの高い行動は絶対にやめてください。
- ・大声での会話を控えるとともに、会食は、コロナ対策適正店認証店舗は同一テーブル4人以内（非認証店舗は同一グループ4人以内の入店）、2時間程度以内とし、会話時はマスク着用を徹底してください。
- ・多数利用施設では、人と人との距離の確保、マスクの着用、手指消毒等の感染対策を徹底してください。
- ・発熱等の症状がある場合、旅行、イベントへの参加等は控えてください。

3 ワクチンの積極な接種

- ・ワクチンの積極的な接種とともに、接種後の基本的な感染対策の徹底をお願いします。

第6波感染拡大阻止徹底要請！

本日、兵庫県は「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。感染力が非常に強いオミクロン株により、本日新規感染者数は3,360人と最多を更新するなど、第6波の感染拡大が続いています。医療ひっ迫を防ぎ、社会機能を停滞させないためにも、事業者の皆様には、絶対に感染拡大を阻止するとの強い自覚をもって、次の取組の徹底をお願いします。

1 飲食店等での対策の徹底

- 飲食店等は、以下の営業時間、入店案内の厳守をお願いします。

区分	認証店舗	非認証店舗
期間	令和4年1月27日（木）～2月20日（日）	
区域	県全域	
措置内容	営業時間 5時～21時（酒類提供は11時～20時30分）＊いずれかを選択 5時～20時（酒類提供禁止）	営業時間：5時～20時（酒類提供禁止）
	入店内 同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）飲食	同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）飲食

- 飲食店等の利用者の密の回避、換気の確保、会話時のマスク着用、大声の回避など、感染対策の徹底をお願いします。カラオケ設備利用時は特に徹底してください。

2 感染防止取組の徹底等

- 業種別ガイドラインに基づく感染対策の徹底をお願いします。
- 多数利用施設では、入場者の整理やマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策を徹底してください。特に社会福祉施設、病院、学校園などクラスターを発生させやすい施設は特に注意してください。
- 感染防止安全計画を策定・確認を受けたイベントは人数上限20,000人（収容率：100%[大声無し前提]）、それ以外は人数上限5,000人（収容率：大声無し100%、大声あり50%）の厳守をお願いします。

3 出勤抑制等

- 接触機会低減のため、ローテーション勤務、時差出勤、在宅勤務（テレワーク）の推進をお願いします。特に高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦など重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮をお願いします。
- 事業継続計画に基づく適切な取組をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日をもって緊急事態措置実施区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置実施区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、4月5日からまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされた。その後、緊急事態措置の実施により感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除されたが、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施した。

令和3年7月11日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、感染急拡大の懸念などから、7月28日に政府へのまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定されたことから、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8月20日より緊急事態措置を実施した。

令和3年9月30日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、引き続き感染再拡大防止のための対策を実施した。しかし、令和3年12月30日にオミクロン株の市中感染が県内で初めて確認され、その後も感染の急拡大が止まらず、令和4年1月27日からまん延防止等重点措置を実施する。

I 措置実施期間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年6月20日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年6月21日～令和3年7月11日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年8月2日～令和3年8月19日
緊急事態措置実施期間	令和3年8月20日～令和3年9月30日
まん延防止等重点措置実施期間	令和4年1月27日～令和4年2月20日

II 措置等の内容

1 医療体制

(1) 入院体制

① 病床の確保

○新たな医療提供体制確保計画に基づき、重症対応142床、中等症978床、軽症297床の計1,417床を確保した。

- フェーズの切替にあたっては、病床利用率、新規感染者数の状況を踏まえ判断するなど、状況に応じて機動的に対応する。

【フェーズに応じた体制】

フェーズ		①	②	③感染拡大期1	④感染拡大期2	⑤感染拡大特別期	
フェーズ切替の契機	病床利用率	10%未満	10%以上	20%以上	50%以上	総合的に判断 (800人以上)	
	新規感染者週平均 [週患者数/10万人対]	20人未満 [2.5人未満]	20人以上 [2.5人以上]	80人以上 [10人以上]	400人以上 [50人以上]		
体制	構築の考え方	20人の新規感染者 に対応	80人の新規感染者 に対応	400人の新規感染者 に対応	800人の新規感染者 に対応		
	病床	病床数	300床程度	600床程度	1,000床程度	1,200床程度	1,400床程度～
		うち重症	30床程度	60床程度	100床程度	120床程度	140床程度～
	宿泊	室数	300室程度	1,000室程度	1,500室程度	2,000室程度	2,400室程度～

※フェーズの切替は、病床利用率、新規感染者数のいずれかが次フェーズの区分に到達した時点で検討

- 患者急増を踏まえて、速やかにフェーズV体制（1,400床程度）の構築に向け関係機関と調整する。
- 既存の小児受入病院（19病院）に対して、受入拡充を要請するとともに、常勤小児科医が複数在籍するその他のコロナ対応病院（15病院）にも、小児受入を要請する。
- 人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

②重症者等への対応

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」、神戸市立医療センター中央市民病院・県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」に位置づける。
- 拠点病院等において、診療方法や患者の受け入れ手順等の研修を行う。
- 県立加古川医療センターにおいて、臨時の重症専用病棟を活用し、併せて人材育成にも活用する。
- ECMO及び人工呼吸器の取扱研修を行い、重症患者にも対応できる人材育成を行う。
- 中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図るため、最新の知見に基づく標準治療を周知する。
- 入院医療機関の担当医師等の関係者間で、診療内容や各病院の課題、先進事例などの情報共有を図るため、意見交換会を開催する。
- 重症化しやすいハイリスク患者に感染早期に中和抗体療法を実施するため、県立加古川医療センターに専用病床（30床程度）を確保し、宿泊療養施設と連携した短期入院による治療を実施する。
- 中和抗体療法について、保健所（17保健所）ごとに投与体制を整備した。
- 経口抗ウイルス薬の配備に向け配備薬局の登録を促進する。
- 中等症以上の患者を受け入れる機関に対し、ネーザルハイフローの整備を支援する。

③転院の促進

- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する（受入登録病院：241病院）。
- 退院基準を満たした重症・中等症患者の更なる転院を促進するため、人工呼吸器等の整備支援（1病床あたり上限6,000千円）を実施し、呼吸管理に対応可能な医療機関を135病院確保した。

- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入支援（1名受入あたり10万円）を実施する。

④精神科医療への対応

- 感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 感染者発生時、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。

⑤その他

- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 面会については、地域における感染の拡大状況や入院患者の状況等のほか、患者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を総合的に考慮した上で、面会実施の方法について各医療機関で検討することを要請する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

①基本的な方針

- 無症状者や軽症者については、宿泊療養施設の増加、医療ケアの充実も図られたことから、妊婦や重症化のおそれがある基礎疾患をもつ者など入院対応が望ましい場合を除き、宿泊療養施設での療養を基本とする。なお、子育てや介護等の特別な事情がある者で、感染対策を十分に行える場合には、引き続き、自宅での療養も可能とする。

区 分	対 象 患 者
入 院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ（SpO2≤93%、酸素投与が必要）以上の者は優先して入院
宿 泊 療 養	無症状または軽症者
医療強化型	65歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは65歳以上の軽症者
自 宅 療 養	子育てや介護等の特別な事情がある者で、感染対策を十分に行える場合

- 感染拡大期以降については、患者の増加による入院医療の逼迫を回避するため、①中等症（概ねⅠ程度）患者については、医療ケアの充実を図った宿泊療養施設での療養も実施、②軽症・無症状者については、宿泊療養を基本としつつ、十分な医療観察体制を確保したうえで、自宅での療養も実施する。

②宿泊療養施設の確保

- 新たな医療提供体制確保計画に基づき、16施設2,411室を確保した。
- 患者急増を踏まえて、速やかにフェーズV体制（2,400室程度）の構築に向け関係機関と調整する。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。
- オンコール医師等の対応に加え、兵庫県医師会、神戸大学医学部附属病院、兵庫医科大学病院の協力の下、医師派遣施設を8施設（神戸5・阪神2・播磨）設置し、医療ケアの充実を図っている。さらに、兵庫県医師会・兵庫県薬剤師会の協力の下、入所者の状況に応じて施設への往診を実施する。
- 小児用のパルスオキシメーターや小児向けの食事や間食等を配備する。

(3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。

- 患者急増時には、医師（災害医療コーディネーター）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実により、入院調整機能を強化する。
- 関西広域連合構成他府県間において、必要に応じて、広域患者受入調整を行う。

(4) 自宅療養者等に対するフォローアップ体制の強化

- 自宅療養者の急増に対応するため、保健所は、重症・中等者やハイリスク者に対する対応に重点に行い、自宅療養者等への対応は、「自宅療養者相談支援センター」を新たに設置し、当センターで実施する。
 - ・対象 自宅療養者、濃厚接触者（同居者、友人等）
 - ・運営体制 外部委託により実施
 - ・実施内容 ①健康相談(24時間対応)、②医療機関案内、③配食等の生活支援対応 等
- 家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、症状をふまえた的確な対応を行い、症状悪化の予防や早期発見に努める。
 - ・感染予防対策の周知徹底、パルスオキシメーターの貸出し、兵庫県看護協会によるアプリを活用した健康観察、保健師等による相談を実施
 - ・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、保健所保健師の家庭訪問による毎日継続的なフォローの実施
 - ・血圧計の貸出しにより妊婦高血圧等の症状悪化の早期発見を図るなど、妊婦への対応を強化
 - ・必要に応じ、市町の協力を得て、食料品（5日分/セット）や衛生資材等を配布
- 保健師の家庭訪問等により、必要に応じて、酸素吸入装置の活用や、医師による往診等を行い、症状悪化時は、CCC-hyogo も活用して入院へ移行する。
- 自宅療養者等への往診・訪問看護・調剤を行った医療機関等に対して、協力金を支給する。（医療機関：5万円/日、薬局：1万円/日、訪問看護：3万円/日）
- 県医師会と連携した往診対応医師研修（成人・小児）や協力要請を行い、対応医療機関を拡充する。

(5) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を 75 機関設置している。発熱等診療・検査医療機関 1,458ヶ所を指定している。
- 発熱等診療・検査医療機関については、指定医療機関の同意を前提に県 HP で公表し、医療アクセスの向上を推進する。
- かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医等がない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患を有する者は早めの相談を呼びかける。
- 発熱等診療検査医療機関において、陽性判明後も引き続き健康観察や必要に応じた診療を実施する。

(6) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来への PCR 検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、11,600 件/日の検査件数を確保している。
- 県立健康科学研究所では、自施設で検査した陽性検体の Ct 値 30 以下の一部の検体について変異株 PCR 検査を実施している。ゲノム解析も実施している。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」を 6ヶ所開設している。

- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用する。また、抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

【PCR 検査体制】

区 分		現状 (件)	従前 (件)
衛生研究所等	兵 庫 県	700	700
	保健所設置市	685	685
	小 計	1,385	1,385
民間検査機関		4,635	3,110
医療機関		5,580	5,580
合 計		11,600	10,075

(7) 幅広い検査の実施

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者を対象として検査を実施する。
- 特に社会福祉施設等では、職員・入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。更に、希望する社会福祉施設等を対象として、新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。
- 県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者施設の従事者を対象とした集中的検査について、特措法第24条第9項に基づき受検を要請する。
- 医療機関や高齢者施設、保育所等での陽性者を早期に発見するため、厚労省が実施する医療機関等への抗原簡易キットの配布に協力する。
- ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査の利用や民間の自主的な取組の際、経済社会活動を行う者に対する検査を無料化する（実施期間：令和3年12月24日～令和4年3月31日（予定））。また、オミクロン株の市中感染が隣接府県で確認されたことを受け、12月29日から当面の間（約1ヶ月を想定）、感染不安を覚える無症状の県民に対する検査を無料化する。

(8) ワクチン接種の推進

- 新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）について、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、市町、医師会等と連携・調整を行う。
- 武田／モデルナ社ワクチンの大規模接種会場を1回目・2回目同様、3回目接種についても県で2か所設置（西宮市・姫路市）する。

(9) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療機関に代わり県において医療用マスク及び防護服等について、概ね6ヶ月分の使用量相当を確保している。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時においては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなり、状況に応じて県からも提供する。

(10) 感染者受入医療機関等への支援

- 県・市町（神戸市を除く）の協働により、「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対し、寄附による勤務環境改善等を行う（令和2年10月に医療機関へ第1次配分済）。

- 感染者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等職員に対する特殊勤務手当を増額する（日額300円→3,000円、感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円）。

(11) 救急医療等の院内感染防止への支援

- 救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者が受診した場合に、必要な診療を行うことができるよう院内感染防止対策を支援する。
 - ・設備整備補助：簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等

(12) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備等を図る。
- 感染状況に応じ保健所体制の拡充が可能となるよう、会計年度任用職員の配置や、県や関係機関等からの保健師等の応援派遣体制の構築、看護協会に設置した「保健師バンク」の活用、民間派遣を活用した応援チームによる支援、研修実施済み県職員等の機動的な派遣を行う。
- 感染拡大期には、家庭訪問等について、保健所保健師が重点的に対応するとともに、疫学調査については、保健師バンクや看護系大学教員による支援、民間派遣の応援チームを中心に実施する。なお、患者の急増に伴い、患者の命を守ることを最優先に対応せざる得ない場合は、①病状の早期把握と重症度の評価、②適切な療養区分の決定・調整を迅速に行うため、業務の重点化を図る。さらに、感染拡大する状況では、迅速な療養調整のため、積極的疫学調査の更なる重点化を実施する。
- 保健所等の業務負担軽減及び感染情報の共有化を図るため、全県で感染情報を共有化するシステムを構築する。

(13) 保健師バンクの機能強化

- 災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(14) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(15) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
 - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
 - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

【まん延防止等重点措置終了まで】

○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。特に、感染リスクが高いとされている活動は行わないこととするが、一方で、やむを得ず実施する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。

保護者等を学校内（施設利用の場合は該当施設内）に招く行事（進路指導を除く。）は行わない。必要に応じて、オンラインによる実施も検討する。

なお、学校外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校の判断とする。

○県外での活動は、原則行わない。ただし、既に計画済の活動を実施する際には、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

既に計画済の修学旅行については、行き先の感染状況や都道府県等の対応を十分に確認し、延期を含む実施の可否を適切に判断する。また、実施する際には、行き先等で児童生徒・教職員の感染が発生した場合の対応を十分確認する。なお、キャンセル料が生じた場合は、支援策を適切に活用する。

○2月に実施予定の推薦入試、3月に実施予定の入試等については、感染防止対策を徹底のうえ実施する。併せて、市町教育委員会を通じて、中学校における感染防止対策の徹底及び受検者である中学3年生及び保護者の事前の体調管理などの感染防止対策の徹底を要請する。

3月入試については、検査当日に感染している者及び保健所等から濃厚接触者とされた者に対し、追検査を実施する。

【追検査日程】 高等学校入試：令和4年3月28日（月）

特別支援学校高等部入学者選考：令和4年3月17日（木）

○感染防止対策

[登下校時・出勤時]

・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は登校させない（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。

出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。

・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）は出勤を見合わせる（特別休暇等）。

（前述2項目については、新規感染者が大幅に減少し、地域の感染レベルの指標が低い状態にある場合等を除く。）

・登下校時には、マスク（感染防止の効果が高い不織布マスク着用を奨励。以下同じ）を着用する。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。

・サーモグラフィー等を活用した毎日の検温や手洗いを徹底する。

[教育活動時]

・各教室での可能な限りの間隔を確保する。

・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを活用する。

・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。

・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わない。

- ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等

〔その他〕

○児童生徒向け

- ・学校に専門家を派遣し、児童生徒に対してワクチン接種に対する正しい情報を発信するとともに、県市町等が開設しているワクチン接種会場の情報を周知する。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。
- ・学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査受診者がいる場合は参加しない。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底する。
- ・進学のための受験が本格化することから、受験先等の感染状況や都道府県等の対応を十分に確認し、感染防止対策を徹底するとともに、日頃からの体調管理、感染防止対策等を改めて周知する。
- ・企業や福祉施設等での校外実習にあたり、必要に応じてPCR検査（公費負担）を受ける。

○教職員・学校向け

- ・児童生徒の感染防止の観点からも、引き続き教職員にワクチン接種を促すとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導する。
- ・早期の感染把握・拡大防止のため、全ての県立学校に配備した抗原簡易キットを適切に活用する。
- ・教職員が発熱等の理由により出勤できない場合に備え、各校において、当該教職員の職務を補完する体制を整える。

②部活動

【まん延防止等重点措置終了まで】

- 県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）は、原則行わない。
- 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行わない。ただし、公式試合に向けた県内での練習試合は可とする。
 - ・3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加させない。
- ・部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。
- 活動日及び時間は、十分な感染防止対策を実施したうえで、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（いきいき運動部活動（4訂版）等）。
- 本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討する。
※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強かに指導することを要請する。

③心のケア

- 児童生徒の心のケアアンケート調査の結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
 - ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）
 - ・SNS 悩み相談の活用を周知（相談時間：17時～21時）
 - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進

- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
- ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

〔市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）〕

○設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

〔感染時における対応〕

- 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（令和3年8月27日付け文部科学省事務連絡）」に基づき、適切に対応する。
 - ・感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。
 - ・校内の感染状況等に応じて、機動的に分散登校や時差登校を検討する。
 - ・学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を、保健所・学校医と相談のうえ、学校長の判断で機動的に検討する。なお、実施後は速やかに事務局に報告する。
 - ・出席停止の児童生徒はもとより、学級・学年の閉鎖、学校の臨時休業を実施する場合には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえ、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

〔感染防止対策強化の要請〕

①授業形態

○対面授業の実施の際には、国が定めるガイドラインや国通知に基づく感染防止対策の徹底を図るとともに、オンライン授業の活用も検討すること。

※対面授業の実施の際の感染防止対策の強化

- ・キャンパス・校舎内や通学時等のマスク着用の徹底、時差通学の推進、ワクチン接種の推進

②部活動・サークル活動

○県外での活動（※を除く）は、原則行わない。

ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めてまん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

○県内で活動する場合は、以下の点に留意すること。

- ・合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合には、感染防止対策が確認される施設を利用するとともに、飲食時の感染防止の徹底を図る
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における部員の応援時にはマスクを着用
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）（参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること）

③外出・飲食

○学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図る。

・感染拡大地域との往来の自粛

- ・要件を満たしていない飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策の徹底

④学生への呼びかけ

○教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、県からのメッセージ等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける。

⑤ワクチン接種の推進

○教職員・学生等のワクチン接種率の向上を推進する。

[学生への支援]

○国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免、給付型奨学金支給を行う（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）。

- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金の給付、アルバイト収入の大幅な減少等により経済的に困窮する私費外国人留学生に対する緊急奨学金の給付（月3万円）（大学、短大、高専、専門学校日本語学科）
- ・県立大学においては、上記に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施
- ・就職が困難となっている学生や既卒者等を支援するため、大学連携組織（大学コンソーシアムひょうご神戸）を活用した県内大学生の地元就職促進事業を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

○私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請する。

○高専、専修学校・各種学校に対し、県内大学と同様の感染防止対策の徹底を要請する。

○私立専門学校の授業料減免支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

○早期の感染把握・拡大防止のため、抗原検査キットの購入や、企業や福祉施設等での実習でPCR検査が必要とされる場合の検査費用を支援する。

○不測の事態により、修学旅行が中止とした場合に発生するキャンセル料を支援する。

(4) 看護師養成施設等

○看護師等養成所と歯科衛生士養成所に対し、医療機関等での臨地実習を学内演習に代えることにより、同等の知識と技能を修得するために必要な資機材等を支援する。

3 社会教育施設等

○県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」を徹底
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止 ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置 ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（事前予約による入場者の整理を実施、休憩時間・回数増、換気等）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

②利用者

- 面会については、面会者からの感染を防ぐことと利用者及び家族のQOLを考慮することとし、具体的には地域における感染の拡大状況、面会者及び利用者の体調、検査結果等を考慮し、面会対応の検討を要請する。直接面会を実施する場合、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底することを要請する。
- 利用者の外泊・外出については、感染拡大防止の観点と利用者及び家族のQOLを考慮して検討することを要請する。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

③施設等への支援

- 退院後の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得る。このため、やむを得ず施設内療養を行った施設等に対し、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を健康管理支援事業（施設内療養者1人あたり25万円）として支援する。また、感染拡大対策に必要なかかり増し経費をサービス継続支援事業（高齢者施設における施設内療養者1人あたり15万円 等）として支援する。
- 訪問介護等既に利用中のサービスがある場合は、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
 - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等
- 概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備

する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

- 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修・相談等の支援を行う。また、施設等への専門家派遣時の指導内容について、わかりやすく情報発信を行う。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

5 県立都市公園等

- 県立都市公園等（下記の施設を含む）は、感染防止対策を施した上で開園する。

〔 県立公園あわじ花さじき、県立フラワーセンター、但馬牧場公園、三木山森林公園、各ふるさとの森公園、楽農生活センター、六甲山ビジターセンター 〕

6 外出自粛等の要請（法第24条第9項）

(1) 外出自粛等【令和4年1月13日～令和4年1月26日】

- 「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避（ゼロ密）、人と人との距離の確保のほか、マスク着用、手洗い等の基本的な感染対策及び換気や適度な保湿の実施などの徹底を要請する。
- まん延防止等重点措置区域をはじめ感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えることを要請する。
- 外出時には混雑している場所や時間を避けて極力家族など少人数で行動することを要請する。
- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底し、発熱等の症状がある場合は自粛することを要請する。
- 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えることを要請する。
- 「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗の利用を推奨する。
- 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請する。
- 感染不安を感じる無症状者は、検査（無料）を受けることを要請する。

【令和4年1月27日～令和4年2月20日】

- 「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避（ゼロ密）、人と人との距離の確保のほか、マスク着用、手洗い等の基本的な感染対策及び換気や適度な保湿の実施などの徹底を要請する。
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えることを要請する。（但し、「対象者全員検査」を受けた者は要請の対象外）
- 外出時には混雑している場所や時間を避けて極力家族など少人数で行動することを要請する。

- 時短要請時間外に飲食店等に入出入りしないことを要請する。
- 会食は、少人数、長時間・大声の回避、会話時はマスク着用の徹底を要請する。
- 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えることを要請する。
- 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請する。
- 感染不安を感じる無症状者は、検査（無料）を受けることを要請する。

(2) 5つの場面の注意等

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意する。
 - ・飲酒を伴う懇親会等
 - ・大人数や長時間におよぶ飲食
 - ・マスクなしでの会話
 - ・狭い空間での共同生活
 - ・休憩室、喫煙所、更衣室等
- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）を推進する。
 - ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「三つの密」の回避等
 - ・特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- 毎日の検温実施等自身の健康管理に留意し、発熱等症状のある場合には通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談する。

(3) 家庭での感染防止対策

- 感染リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をする。
- 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をする。
- 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をする。

(4) 飲食等【令和4年1月13日～令和4年1月26日】

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける（若者グループについては、特に注意）。
- 感染リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する。
- 大声での会話、回し飲みを避ける。
- 「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗では、同一テーブル4人以内とし、短時間（2時間程度以内）での飲食とすることを要請する。
- 上記以外の非認証店舗では同一グループ4人以内、短時間（2時間以内）での飲食とすることを要請する。

【令和4年1月27日～令和4年2月20日】

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける（若者グループについては、特に注意）。
- 感染リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する。
- 大声での会話、回し飲みを避ける。
- 「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗では、同一テーブル4人以内とし、短時間（2時間程度以内）での飲食とすることを要請する。（ただし、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の

飲食を可とする)

○上記以外の非認証店舗では、同一グループ4人以内、短時間（2時間以内）での飲食とすることを要請する。

(5) 追跡システム・接触確認アプリの利用

- クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」を利用する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録する。

7 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）

(1) イベントの開催制限の目安等

【令和4年1月13日～令和4年1月26日】

	区 分	収容率	人数上限
①	感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの(*)	100%以内 (大声なしの担保が前提)	収容定員まで
②	その他(安全計画を策定しないイベント)	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人又は 収容定員50% のいずれか大きい方

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

(*) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント）

①「感染防止安全計画」の策定

- ・参加人数が5,000人を超え、かつ収容率が50%を超えるイベントの開催を予定する場合には、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けるよう要請する。

②その他(安全計画を策定しないイベント)

- ・県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する。

【令和4年1月27日～令和4年2月20日】

	区 分	収容率	人数上限
①	感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの(参加者が5,000人超)	100%以内 (大声なしの担保が前提)	20,000人(*)
②	その他(安全計画を策定しないイベント)	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人

※ 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※ 遊園地やテーマパーク等についても同様の制限を適用

(*) 「対象者全員検査」の活用により収容定員までの入場可（検査結果の陰性を確認する対象者は、20,000人を超える範囲の入場者）

①「感染防止安全計画」の策定

- ・参加人数が5,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けるよう要請する。

②その他(安全計画を策定しないイベント)

- ・県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する。

(2) チケット販売の取扱い

○令和4年1月29日以降に販売開始されるものは、上記(1)令和4年1月27日～令和4年2月20日の要請を満たすこと。

(3) 感染対策の徹底

- イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じることを要請する。
- 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保することを要請する。
- 大声ありのイベントで十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。

8 施設の使用制限等

(1) 飲食店等

【令和4年1月13日～令和4年1月26日】

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)
遊興施設	遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等)(*)のうち、食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗

※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場にも同様の内容を要請等

(*) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、感染対策の徹底について協力依頼

○飲食店等への要請等を行う。(法第24条第9項)

〔「新型コロナウイルス対策適正店認証制度」認証店舗〕

- ・同一テーブルへの入店案内は4人以内(同居家族や介助者等を除く)とし、短時間(2時間程度以内)での飲食とすることを要請

〔上記以外の非認証店舗〕

- ・同一グループの入店案内は4人以内(同居家族や介助者等を除く)とし、短時間(2時間程度以内)での飲食とすることを要請
- ・酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)の場合は、「一定の要件」(*)を満たすことを要請
- ・「新型コロナウイルス対策適正店認証」取得の推奨
- *「一定の要件」アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底

○飲食店等へ次の感染対策の徹底を要請する。(法第24条第9項)

- ・入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底

【令和4年1月27日～令和4年2月20日】

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)
遊興施設	遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等)(*)のうち、食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗
結婚式場	結婚式場等(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設) ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

(*) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。
ただし、入場整理の実施や、酒類提供(酒類の店内持込みを含む)の時短等について協力依頼

○飲食店等への時短要請等を行う。(法第31条の6第1項等)

〔「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗〕

・営業時間短縮を要請(①又は②を選択)

① 5時～21時の営業時間短縮(酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は11時～20時30分)

② 5時～20時の営業時間短縮(酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)禁止)

・同一テーブルへの入店案内は4人以内とし、短時間(2時間程度以内)での飲食とすることを要請(ただし、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗では「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食を可とする)

〔上記以外の非認証店舗〕

・5時～20時の営業時間短縮、酒類提供禁止(利用者による酒類の店内持込みを含む)とすることを要請

・同一グループの入店案内は4人以内とし、短時間(2時間程度以内)での飲食とすることを要請

・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨

〔共通〕

・カラオケ設備利用の場合、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底を要請

・ホテル・旅館内の飲食店、集会の用に供する部分での宿泊客のみの飲食利用は、時短要請の対象外(ただし、飲食店等と同様、同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)の飲食、会話時のマスク着用など感染対策の徹底を要請)

○飲食店等へ次の感染対策の徹底を要請する。

(法第31条の6第1項)

・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導

・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置

・事業を行う場所の消毒

・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知

・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止

・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

(法第24条第9項)

・CO₂センサー等の設置 ・業種別ガイドラインの遵守

〈協力金支給額〉

・下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数

中小企業

2019年から2021年までの1日当たり売上高に応じて単価決定

[認証店①]

8.33万円以下の店舗：2.5万円

8.33万円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額

25万円超の店舗：7.5万円

[認証店②・非認証店]

7.5万円以下の店舗：3万円

7.5万円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.4の額

25万円超の店舗：10万円

※認証店は①と②を選択可

大企業

1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

*中小企業もこの方式を選択可

(2) 多数利用施設等

○多数利用施設（特措法施行令第11条施設）へ次の要請を行う。（法第24条第9項）

〔多数利用施設〕

種類・施設例	要請内容
遊技施設 [マージャン店、パチンコ屋等]	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 酒類提供の場合は、「一定の要件」(*)を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設」に対する要請内容に準じること
遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等]	
商業施設(※)	
サービス業 (生活必需サービスを除く)	

※生活必需物資（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、化粧品等）の小売り関係を営む店舗を除く。

〔イベント関連施設〕

種類・施設例	要請内容
劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等]	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請（施設でイベントが開催される場合） 業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 酒類提供の場合は、「一定の要件」(*)を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設」に対する要請内容に準じること
集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等]	
ホテル・旅館 (集会の用に供する部分)	
運動・遊技施設 [体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等]	
博物館等	

※県立社会教育施設は、上記に準じる。

*「一定の要件」アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内

9 事業者への感染防止対策等の要請等（法第24条第9項）

○業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。特に、接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。

- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員への出勤免除及び検査受診の勧奨を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗は、同一テーブルへの入店案内は4人以内、短時間（2時間程度以内）とし、認証店舗以外の非認証店舗は、同一グループの入店案内は4人以内、短時間（2時間程度以内）とする。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項について事業者・関係団体に要請等を行う。

【令和4年1月13日～令和4年1月26日】

- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組への協力依頼
 ※県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を本庁舎等に5カ所で開設中
 （期間：令和3年1月19日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎・姫路・柏原総合庁舎）
- ・事業継続計画の実施準備と取組の依頼
- ・接触機会低減等の取組を推進
 - ✓ ローテーション勤務・時差出勤等
 - ✓ 職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）の回避
 - ✓ 職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底
 - ✓ 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

【令和4年1月27日～令和4年2月20日】

- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組の要請
 ※県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を本庁舎等に5カ所で開設中
 （期間：令和3年1月19日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎・姫路・柏原総合庁舎）
- ・感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請
- ・業種別ガイドラインの実践の要請
- ・重症化リスクのある従業員への就業上の配慮
- ・接触機会低減等の取組を推進
 - ✓ ローテーション勤務・時差出勤等
 - ✓ 職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）の回避
 - ✓ 職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底
 - ✓ 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

10 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・ 融資目標額 8 千億円
- ・ 3つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
経営活性化資金 (R2. 3. 16～R4. 3. 31)	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
借換等貸付 (R2. 3. 16～R4. 3. 31)	2 億 8,000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
新型コロナウイルス対策貸付 (R2. 2. 25～当面の間実施)	2 億 8,000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・ 「伴走型経営支援特別貸付」による支援

早期の経営改善を促すため、金融機関の継続的な伴走支援を受け、経営改善等に取り組む場合、信用保証料の一部を国が補助する保証制度を活用し国制度の限度額を超える資金需要に対して県独自の保証料補助を実施して支援

資金区分	限度額	概要
伴走型経営支援特別貸付 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)	6,000 万円 〔 国 4,000 万円 県 2,000 万円 〕	セーフティネット保証を活用、利率 0.9% 保証料約 3/4 を国又は県が補助

- ・ 信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・ セーフティネット保証 5 号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・ 金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 緊急事態宣言の影響緩和に係る月次支援金の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により売上が 50%以上減少した事業者

月次支援金（4月以降の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の影響分）

：法人 20 万円/月、個人 10 万円/月（上限）

イ 酒類販売事業者に対する月次支援金の支給

飲食店等の酒類提供禁止の影響を受ける飲食店と直接取引のある酒類販売事業者に対して、国の月次支援金（売上減少 50%以上、個人 10 万円/月、法人 20 万円/月）を下記のとおり拡充

【令和3年8月2日～令和3年10月21日】

区 分		横出し		上乗せ		
売上減少割合		15%以上 30%未満*	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上
給付額	8月	個人	上限 96千円/月	上限 96千円/月	上限 193千円/月	上限 290千円/月
		法人	上限 193千円/月	上限 193千円/月	上限 387千円/月	上限 580千円/月
	9月	個人	上限 100千円/月	上限 100千円/月	上限 200千円/月	上限 300千円/月
		法人	上限 200千円/月	上限 200千円/月	上限 400千円/月	上限 600千円/月
	10月	個人	上限 67千円/月	上限 67千円/月	上限 135千円/月	上限 203千円/月
		法人	上限 135千円/月	上限 135千円/月	上限 270千円/月	上限 406千円/月

* 2ヶ月連続している場合（7月と8月（又は8月と9月、9月と10月）両方の売上が15%以上30%未満減少）

ウ キャンセル料支援の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止したにもかかわらず発生した費用

金額：2,500万円（上限）、補助率10/10

エ 雇用調整助成金の活用（国制度）

判定基礎期間の初日		令和3年		令和4年	
		～4月末	5～12月	1・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	業況特例（※1） 地域特例（※2）	—	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	業況特例（※1） 地域特例（※2）	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	

※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々同期に比べ30%減少している企業

※2 緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点装置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業

オ 産業雇用安定助成金の活用（国制度）

在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し助成

a) 助成率：大企業3/4、中小9/10

b) 助成上限額：12,000円/日（出向元・出向先の計）

カ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用（国制度）

- ・休業中に賃金の支払いを受けられなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%（日額上限9,900円（緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等は日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給

- ・大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

キ 小学校休業等対応助成金の活用（国制度）

- ・対象：小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・金額：50,000円／人 ※10人まで（上限50万）

ク 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

ケ 中小法人・個人事業主等一時支援金の支給

対象業種	飲食店等以外	飲食店等
支給対象	令和3年4～10月いずれかの売上が、前(々)年の同月比50%以上減少 ※国制度の「月次支援金」の受給者	新型コロナ対策適正認証店
支給額	中小法人20万円、個人事業主10万円	1店舗当たり10万円
支給時期	令和4年3月末までに支給(予定)	同左

③ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 収束後における地域経済の活性化

- ・中小企業の新事業展開への支援
コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に取り組む県内中小企業の取組を支援

事業費	補助金額
50万円以上70万円未満	35万円
70万円以上100万円未満	50万円
100万円以上150万円未満	75万円

- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模15億円：県2/3、市町1/3）
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援

イ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

○産業立地条例に基づく補助金等を拡充する。

区分	拡充前（～R2. 6. 17）	拡充後（R2. 6. 18～）	
		県内全域で幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築検討
税軽減	不動産取得税 1/2 軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2 軽減 【促進地域】 3/4 軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4 軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2 軽減・5年間	【一般地域】 1/3 軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2 軽減・5年間 【促進地域】 3/4 軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

⑤雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：1,200人）

イ 離職者等再就職訓練事業

- ・離職者等の就職促進のため、介護やIT・資格取得等ニーズの高い分野の職業訓練を実施（拡充規模：800人（実施規模：219コース4,150人））

(2) 観光振興

① 宿泊事業者による前向きな事業継続への支援

宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等に取り組む費用を支援する。

補助対象限度額：10,000千円

補助率：大規模施設（100室以上）3/5、中規模施設（31～99室）2/3、小規模施設（1～30室）3/4

※令和2年5月14日から令和3年6月8日までに要した経費は補助率1/2

② 旅行・宿泊代金割引等（ふるさと応援ひょうごを旅しようキャンペーン）

区分	旅行・宿泊代金割引（ふるさと応援県民割）	クーポン券配布（ふるさと応援旅クーポン）
概要	県民に販売する県内旅行・宿泊代金の割引を支援	左記割引を受ける宿泊旅行者に対して旅行期間中に使用可能なクーポン券を配布
支援額	2,000円～5,000円/人・泊	1,000円～2,000円分/人・泊
期間	【令和4年2月2日（水）から利用停止】 10月14日（木）～令和4年2月28日（月）旅行・宿泊分 ※10月12日（火）予約分より対象、クーポン券は10月22日（金）から配布開始	
実施条件	【10月14日（木）～11月11日（木）（プレ実施）】 ・ワクチン2回接種完了者：全面的に実施（接種が困難な方はPCR検査等検査結果通知書で同様の取扱） ・接種未完了者：限定実施（同居人かつ原則4人以下の少人数旅行に限る） 【11月12日（金）～12月31日（金）】 ・感染拡大防止の観点から、引き続き「ワクチン2回接種と家族などの少人数旅行」での利用を推奨 【令和4年1月1日（土）～2月28日（月）】 ・ワクチン・検査パッケージ活用者 ※1月4日（火）以降は隣接する6府県民も利用可能 ※今後の感染状況や国の行動制限緩和に関する検討状況にあわせて変更の可能性あり	
停止条件	【利用停止】 出発地または旅行先の感染状況がレベル3になったときまたは、まん延防止等重点措置が適用されたとき（ただし、一定の経過措置を設けることがある） 【新規予約停止】 感染状況がレベル2以下であっても、下記①②の両条件に該当したときを目安として総合的に判断 ①直近1週間の新規感染者数が1週間連続で上昇傾向になったとき ②病床使用率及び重症病床使用率が1週間連続で上昇傾向となったとき	

③ バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツアーリズムバス	1台あたり宿泊3万円、日帰り1.5万円
ひょうご五国交流バス	1台あたり宿泊5万円、日帰り2.5万円

(3) Go To トラベルキャンペーン

○全国において、事業の適用を一時停止する。

(4) Go To Eat キャンペーン

プレミアム付食事券の発行により、飲食店及び食材を供給する農林漁業者を応援

○販売期間：終了（12月1日（水）～12月15日（水）、1月6日（木）～1月20日（木））

○対象店舗：GoToEat登録店舗のうち、兵庫県新型コロナ対策適正店

○利用期限：3月21日（月）

(5) **がんばろう！商店街事業（旧：Go To 商店街事業）**

○全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止する。

(6) **生活基盤の確保**

① **生活福祉資金特例貸付の拡充**

○特例貸付として、貸付の対象世帯を低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施

② **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給**

○コロナ禍が長期化する中で、既に生活福祉資金の利用が終了して生活に困窮する世帯に対し、生活困窮者自立支援金を支給

③ **住居確保給付金の支給**

○休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給

④ **ひとり親世帯生活支援特別給付金等の支給**

○長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯等に対し、生活支援特別給付金を支給

⑤ **高等職業訓練促進給付金の支給**

○ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間において高等職業訓練促進給付金を支給

⑥ **ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施**

○ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

(7) **税制上の特例措置等**

○県税を一括納付できない方で、要件を満たす場合は納税を猶予

○耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）

○法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

○自動車税種別割等のインターネットを利用したクレジットカードやスマホアプリ等による納税を推進

(8) **農林水産事業者への支援**

① **資金繰り支援**

○美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充（当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ）

② **需要喚起・販売促進**

○県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米を原料にした日本酒1千円の購入毎に、直売所で使える2百円の金券を配布）※配布期間：令和3年11月1日～令和4年2月15日（無くなり次第配布終了）

- ひょうごの酒欧州オンライン商談会（酒蔵向け輸出促進セミナー（3回）、現地バイヤーとのオンライン商談会等を実施）
- 「御食国ひょうご」を活用した県産食材 PR 事業（兵庫の美味しいものまとめサイト「御食国ひょうご」の Web 広告を展開し、県産食材を PR）

(9) 公共交通事業者への支援

①地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援

- 新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者に対して支援
 - 【補助対象】・地域鉄道事業者（神戸電鉄、北条鉄道、智頭急行）
 - ・路線バス事業者（19 事業者）
 - ※公営バス、コミュニティバス、貸切（観光）バス、県外高速バスを除く
 - ・航路事業者（6 事業者）※生活航路のみ
 - 【対象経費】車内等の密度に配慮した運行に要する経費（燃料費、人件費等）
 - ※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当
 - 【負担割合】県 1/4、市町 1/4（任意随伴）、事業者 1/2
 - 【補助期間】3ヶ月間（国支援分1ヶ月＋県支援分2ヶ月（9月補正で1ヶ月追加））

②タクシー事業者感染防止対策の支援

- タクシー事業者における感染拡大防止対策を図るため、国庫補助事業と協調した支援を実施
 - 【補助対象】県内タクシー事業者
 - 【対象経費】高性能な空気清浄機導入等の感染症対策に要する経費
 - 【負担割合】国 1/2、県 1/4、事業者 1/4
- タクシー事業者における一層の感染防止対策を支援
 - 【対象経費】消毒液等消耗品費、車内コーティング処理費等
 - 【補助額】7,000 円／台（定額）※上限：事業者あたり 245,000 円（35 台）
 - ※別途市町随伴（任意）あり

11 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

- 職員の在宅勤務等を推進する。
- 職員の感染防止対策を行う。
 - ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
 - ・サテライトオフィスの活用 ・テレビ会議システムの活用
 - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
 - ・窓口業務等は職場環境に応じ、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- 市町職員の在宅勤務等を推進するよう要請する。

(2) 予算の早期実施

- 国補正予算等を活用して編成した県補正予算と令和3年度当初予算の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する（令和2年7月1日付）。

- ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
- ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課（R3.4～防災支援課）で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。
 - ・健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和3年1月25日付）
 - ・大規模接種会場の設置・運営を実施するため、健康福祉部感染症等対策室に新たに「参事（大規模接種担当）」を設置し、ワクチン対策課に新たに「参事（大規模接種企画担当）」、「参事（大規模接種推進担当）」を設置（令和3年5月17日付）
- 保健所の体制強化に向け、新たな支援体制を整備する。
 - ・感染症の急増で業務が逼迫する保健所を機動的にサポートするため、健康福祉部に新たに「参事（感染症対応・保健師確保調整担当）」を設置（令和3年9月6日付）
- ワクチン接種促進、保健所体制の強化に向け、組織体制を拡充する。
 - ・希望する県民へのワクチン接種の促進とともに、保健所との調整等の機能強化のため、「県参事（ワクチン接種・調整担当）」を設置（令和3年9月21日付）

(4) 自殺対策

- 新型コロナウイルス感染症の影響で生活の悩みや不安を感じる県民に対し、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。
 - ・相談窓口一覧 URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html>

(5) 女性に対する支援

- 男女共同参画センターにおいて、女性のための悩みや就労の相談を実施する（「女性のための悩み相談」☎078-360-8551）。
 - コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、NPO等民間団体と連携し、Web等を活用した相談支援事業や居場所づくり等を行う。
 - ・SNS相談「こころちゃっと」 毎週火曜～土曜日、10時～13時
 - ・WEB居場所「CoCoカフェ」 毎月第2水曜日20時～22時、第2土曜日10時～12時
 - ・生理用品の無償配付 県立男女共同参画センターなど
- <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk17/tsunagari.html>

[改定年月日]

(令和2年 4月13日改定)	(令和2年 4月17日改定)	(令和2年 4月24日改定)
(令和2年 4月28日改定)	(令和2年 5月 4日改定)	(令和2年 5月15日改定)
(令和2年 5月21日改定)	(令和2年 5月26日改定)	(令和2年 6月18日改定)
(令和2年 7月 9日改定)	(令和2年 7月17日改定)	(令和2年 7月23日改定)
(令和2年 7月29日改定)	(令和2年 8月 1日改定)	(令和2年 8月28日改定)
(令和2年 9月17日改定)	(令和2年10月14日改定)	(令和2年11月 5日改定)
(令和2年11月11日改定)	(令和2年11月18日改定)	(令和2年11月24日改定)
(令和2年12月10日改定)	(令和2年12月24日改定)	(令和3年 1月 8日改定)
(令和3年 1月12日改定)	(令和3年 1月22日改定)	(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 2月22日改定)	(令和3年 3月 4日改定)	(令和3年 3月18日改定)
(令和3年 3月29日改定)	(令和3年 4月 2日改定)	(令和3年 4月 9日改定)
(令和3年 4月15日改定)	(令和3年 4月21日改定)	(令和3年 4月23日改定)
(令和3年 4月28日改定)	(令和3年 5月 7日改定)	(令和3年 5月12日改定)
(令和3年 5月13日改定)	(令和3年 5月28日改定)	(令和3年 6月18日改定)
(令和3年 6月21日改定)	(令和3年 7月 8日改定)	(令和3年 7月28日改定)
(令和3年 7月30日改定)	(令和3年 8月12日改定)	(令和3年 8月17日改定)
(令和3年 8月24日改定)	(令和3年 8月30日改定)	(令和3年 9月 9日改定)
(令和3年 9月21日改定)	(令和3年 9月28日改定)	(令和3年10月 8日改定)
(令和3年10月19日改定)	(令和3年10月29日改定)	(令和3年11月 5日改定)
(令和3年11月16日改定)	(令和3年11月25日改定)	(令和3年12月14日改定)
(令和3年12月23日改定)	(令和3年12月30日改定)	(令和4年 1月 7日改定)
(令和4年 1月12日改定)		